

衆議院 第一百五十一回国会 財務金融委員会 議 録 第五号

平成十三年二月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 伊藤 公介君 理事 佐藤 剛男君

理事 根本 匠君 理事 林田 彪君

理事 五十嵐文彦君 理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君 理事 鈴木 淑夫君

理事 大木 浩君 理事 大野 松茂君

理事 倉田 雅年君 理事 小泉 龍司君

理事 七条 明君 理事 砂田 圭佑君

理事 竹下 亘君 理事 中野 清君

理事 中村正三郎君 理事 萩山 教嚴君

理事 増原 義剛君 理事 村田 吉隆君

理事 山本 明彦君 理事 山本 幸三君

理事 渡辺 喜美君 理事 江崎洋一郎君

理事 大谷 信盛君 理事 岡田 克也君

理事 河村たかし君 理事 小泉 俊明君

理事 中川 正春君 理事 長妻 昭君

理事 日野 市朗君 理事 松本 剛明君

理事 谷口 隆義君 理事 若松 謙維君

理事 中塚 一宏君 理事 佐々木憲昭君

理事 吉井 英勝君 理事 阿部 知子君

理事 植田 至紀君

議員 河村たかし君

財務大臣 宮澤 喜一君

(金融担当大臣) 柳澤 伯夫君

内閣府副大臣 坂井 隆憲君

内閣府副大臣 村井 仁君

財務副大臣 村上誠一郎君

財務大臣政務官 大野 松茂君

財務大臣政務官 砂田 圭佑君

政府参考人 石井 隆一君

(総務省自治税務局長)

政府参考人 尾原 榮夫君

(財務省主税局長) 大武健一郎君

(国税庁次長) 村上 喜堂君

(政府参考人) 大塚 義治君

(国税庁課税部長) 辻 哲夫君

(政府参考人) 大塚 義治君

(厚生労働省保険局長) 北村 俊昭君

(政府参考人) 官 典之君

(厚生労働省年金局長) 田頭 基典君

(政府参考人) 官 典之君

(経済産業省大臣官房審議 風岡 典之君

官) 田頭 基典君

(国土交通省総合政策局長) 田頭 基典君

財務金融委員会専門員

委員の異動

二月二十八日 補欠選任

原口 一博君 大谷 信盛君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

同日 補欠選任

原口 一博君

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外七名提出、衆法第二号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び岡田克也君外七名提出、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として財務省主税局長尾原榮夫君、国税庁次長大武健一郎君、国税庁課税部長村上喜堂君、総務省自治税務局長石井隆一君、厚生労働省保険局長大塚義治君、厚生労働省年金局長辻哲夫君、経済産業省大臣官房審議官北村俊昭君及び国土交通省総合政策局長風岡典之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、最初に法人税制と、それから景気の問題などについて伺っていきたくと思っております。

九九年の八月の国会で産業活力再生法がつくられましたが大企業の方が、事業再構築計画を所管大臣に提出し、認定を受けたら税その他優遇措置を受ける、こういうことになっております。

このときにも、随分実はいろいろな議論をやりまして、一つの企業のリストラは、確かにその企業のバランスシートをよくすることにはなるが、しかし、全部の企業がリストラをやり出したときには、これは合成の誤謬で、景気にとっては大変大きな、いわば不況大運動をやるのと同じことになるんじゃないかという議論で、当時の与謝野通産大臣、これはあの人自身もこの合成の誤謬論で、確かにこれは不況大運動になる、こういう考え方を当時の通産大臣も展開しておりました。

実際、その後、この法律に基づく事業再構築計画を出して認定を受けた企業があるわけですが、現在の認定企業数と、そして、実際はかなり実態と離れてリストラ数が少なく出ているわけですが、リストラされる労働者数、あるいは影響が及んで中小企業の中で企業倒産に至る数、そちらの方は、中小企業は見込み数値になるかもしれませんが、これがまずどういふふうなことになるのか、最初に政府参考人の方から伺っておきたいと思っております。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございました産業再生法、平成十一年の十月から施行しておりますいわゆる産業再生法でございますけれども、きょう現在、この法律に基づきまして認定をされました事業再構築計画の件数は、七十一件になっております。

次のお尋ねが、これに関連した雇用への影響でございます。

今申し上げました七十一件の事業再構築計画、この中で、雇用に関する事項も盛り込まれているわけですが、これを見ますと、この七十一件の計画の中で、解雇を伴うものというのはございません。

これは、産業再生法において、事業再構築計画

実は、その再生法の認定計画で見ても、みずほフィナンシャルグループ、これは実際に、経済産業省の資料によっても四十八番目なんですが、開始時と終了時で差し引きすれば三千人なんです。三千人のリストラなんです。それから、さくら銀行で千六百八十五人、雇用の減です。これとは別に、経営健全化計画によって示されている数字で見えますと、みずほフィナンシャルグループ

○吉井委員　自然減という言い方でいけば聞こ
 たい。いいのですけれども、実態はそんなものじゃな
 いのですよ。

○尾原政府参考人 今般の、企業組織再編成に關連の税制の整備が税収に及ぼす影響についてのお

尋ねてございました。

今回の措置でございますが、昨年五月の商法改正で初めて会社分割制度が創設され、今年四月一日から施行されることになっております。この分割税制とあわせて、既存の組織再編税制である合併、現物出資税制、これを全体としての体系整備を行うものでございます。

税収見直し等の関連でございますが、今後どのぐらいの法人数などの程度の規模で行うか不明でございますし、さらに、会社分割について申し上げますと、今回の税制上の措置によりまして初めて会社分割が広く実行可能になるというようにことから、この増減収の試算、計上は行っていないところでございます。

○吉井委員 今までやっていらつしやなかったにしても、私の方は、この法律によってどういふふうになるのかということ、法案を審議するときはやはりきちんと押さえることが大事ですから。全部についてのものを求めるというのは、これはなかなかどうなるかわからない部分もありますが、しかし、少なくとも産業活力再生法に基づく認定を出している企業については、その金融機関については試算が可能であり、そういうことでこれはあらかじめ試算を求めたのですが、今やっていないということ、やろうとする気がないのかやっていないのかわかりませんが、この点では、私は見積もりなり試算を行うのは当然だというふうに思います。

その点で、本会議で私が質問したときに、宮澤大臣の方は「この制度が税収にどれだけ影響があるか」ということは、どのくらいな規模で企業組織再編が行われるかということがわかりませんので、影響額を試算することはちょっとたゞいまのところ困難だと思っております。結果としてはいづれわかることでございますけれども」という答弁をされました。企業再編が行われたら、その影響額はわかるわけですね。これは大臣おっしゃったように、やる前からわからない、やった後ならわかるわけです。

そこで、来年以降の影響額を、これは本当は後追いじゃ法案を審議する過程で大体どういふふうになるかというのとはわからないのですが、影響額を来年度以降は提出されまね。

○尾原政府参考人 大臣から本会議で御答弁がございましたが、一般論として、ことしの四月以降、今回の措置を活用した事例というのは公表されることがあると思われまふ。その場合、主な事例、態様については、そうした公表によって明らかにされるであろうという御答弁があったと承知しております。

税収でございますけれども、先ほども申し上げましたように、どれぐらいの法人数などの程度の規模で行うか不明でございますし、今回の措置によつて初めてこの会社分割制度が動くわけでございます。これは私どもの考え方でございますが、会社分割制度がなければ広く行われないう、この制度があつて行われるわけですから、登録免許税についても、ある意味では増収になるとも考えられる面もございまして、そういう新しい制度によつて初めて実行可能となるということをお考えますと、増減収の計上は行わないのが適當であるというふうに判断したところでございます。

○吉井委員 これは大臣が答弁されたんですから重ねて大臣に伺つておきたいのですが、四月以降公表されるものもあるというお話なんですが、いづれにしても、今試算してはいないというお話ですが、来年以降はこの影響額ははつきり出るわけですから、大臣の答弁からすると私は当然影響額は提出されるということになると思うのですが、これは大臣に確認しておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 そういうお答えを確かに申し上げました。が、今主税局長がお答えしましたように、この制度なかりせばといったような状況とどうやって比べるかという問題がありますものから、この制度そのものの効果というのはなかなか判定しがたいということをも多分申し上げたのだと思ひます。

しかし、全くわかりませんというのもちよつと

意気地のない話だとは思ひますので、何か推定する方法がないかなということをまた専門家に考えてみてもらひます。お尋ねとしては、非常に難しいお尋ねであることは多分御承知の上とは思ひますけれども。

○吉井委員 一定の、こういう根拠でというのを置かなければいけないときがある、これは計算のことですからあり得ると思うのです。しかし、この法律によつて、例えば資本登記登録免許税部分についてはその効果はこういうふうになるとか、不動産登記登録免許税についてはこうなるとか、これはきちんとして、そんな難しい話じゃなくて、数字は出るわけですから。

ですから、これはもう一遍大臣に確認しておきたいのですが、これはきちつと出されますね、その影響については。

○尾原政府参考人 今回の税制改正で、会社分割についての新しい制度、あるいは分割に伴い不動産が移転する場合の特例制度というのはつくつておるわけでございます。具体的な数字が判明すれば単純な計算は可能かと思ひますけれども、私も、税収に及ぼす影響という観点からいいますと、繰り返しになりますけれども、今回の税制でようやく会社分割制度というのが動き出す、この制度がなければ会社分割制度というのは動かないというふうなことから考えてまいりますと、やはり税収の増減収という形でとらえるのは適當ではないのではないかとこのことでございします。

○吉井委員 そんな難しい話をしているんじゃないんです。例えば、今のみずほフィナンシャルグループ、これについて、この法によつて動くわけですね。動いていなかったのが動くことによつて幾ら影響額が生まれてくるのか。これは、そんな難しい話を私聞いておれば、あなたのおっしゃったようなことにもなり得るかと思うのですが、そんな難しい話じゃないのです。個々に實際進めた企業のトータルを出せばいいのですから。

ですから、私は、これは実務屋さんの実務的な話というより、これは大臣、やはり法律を審議し

ているときに、こういうものはこうなりましてときちつと、求められればそれは数字は公表するんだ、こういうことをはつきりここでございましておいてもらつた方がよいと思うのです。これは大臣にお願いいたします。

○宮澤国務大臣 おつしやつてゐることはわかつておりますけれども、難しいことを言つておられるわけで、これから一年間どういふことに一体いゝろいろなことがなるのかという、まずその問題がございします。それから、恐らく個々の企業がいろいろな情報を、この目的のためにデイスクローズしましたらそれを合計すればきつといいんだらうと思ひますけれども、企業は多分そういうことはいたさないと思ひますから、どのぐらい繰り延べが可能になりましたというふうなことは。

ですから、それを總体的にどうやってとらえられるかというところになるんじゃないか。企業のおのほはわかつてゐるはずでございますから、それを足せばいいだらうという御質問になるのかも知れませんが、企業はしかし、それをデイスクローズしなきゃならぬ義務は多分ないのでございしますから。

ともかく、過ぎました後の一年でどういふことが起こつたかというふうなことを計算できるかという問題と、もう一つは、今主税局長が申し上げてゐるのは、それは増減という形で答へる性質のものじゃないんじゃないか、そういう問題が、なるほど聞いてみればあるのかなとも思ひますので、よくこれは専門家に研究してもらひます。

○吉井委員 もともとこの企業合併、分割、分社化などの問題というのは、主税局長のお話にもありましたが、商法など法制度の変更ですね。それはやつたが税制度の改定をしないと企業にとつてメリットがない、それでこれをやるわけですね。そうすると、私は、これはメリットがあつてやるからには、やはり法律上公開をきちんとしていくなり、あるいはこの法の適用によつて国の方でもきちんとしてそれを明らかにしていくというの

は、これは当たり前のことだと思ふのです。
大臣は研究するということが、これは研究して、その結果としてまず影響額についてきちんと公表をしていく、このことを求めているかと思ひます。

それで、一方で、何かその公開はつきりするというふうなことはないで、しかし事業継続性という法の適格要件の中には、八〇%以上の雇用継続というのを一応挙げています。が、しかし、よくお聞きしていますと、企業再編の前日の労働者数と、合併当日あるいは合併によってリストラ等が進められた結果として労働者数が八割であつても、その八割がクリアされたらよろしいということですね。

しかし、大体この種の問題は、企業合併計画なり、あるいは分割、企業譲渡その他のさまざまな企業再編の計画が発表されたときからリストラ計画をあわせて進むのが現実の姿です。ですから、計画発表時点からこの合併の前日までに例えば六割のリストラが行われてくる。翌日八割だといつたつて、これは六、八、四十八ですから、実体としては五割を切つてしまふ。実際、今こういう非常に大変な事態になつてゐるわけです。

これは本当に、何か事業継続性という法の適格要件の中でも、前日じゃなくて合併計画の発表以降とか、いわば基準日をそういうふうにしてきちんとうたわないう限り、八割以上といつたつて、二割のリストラが可能だといふだけじゃないに、本当はこの半分ぐらい、あるいはもっと大きな場合もあります。非常に大きなリストラがいれば法によつて認められる、奨励されるということにもなりますから、やはり具体的にこの適格要件の中でどういう歯止めを設けるのか、設けていくのかということが私は非常に大事なところだと思ひます。これについてはどういふふうに考えているのですか。

○尾原政府参考人 今回の企業組織再編税制、分割、合併、それから現物出資、事後設立というような形態がございます。今回の課税繰り延べの認

められる要件としてなぜ決めたかといひますと、税法上、通常の資産の取引とは違ふという要件をどこに置くかということでございます。つまり、事業単位で組織再編が行われる、その中で、従業員の相当数ということ、八割基準を置いてゐるわけでございます。

したがいまして、今回八割というものを置かせていただきましたのは、普通の資産の取引とどこが違うのか、事業単位での組織再編成というのはどういふものかというメルクマールを置いたものでございまして、今先生のおっしゃられましたように、例えばどの時点で八割かというようなことは、買取と区別するというような意味において、税での手当てをすることは適切ではないのではないかと考えておるところでございます。

○吉井委員 ですから、雇用については歯止めがない、手当てするところがないということですが、一方、産業再生法などで、現実には雇用喪失が進んでおります。それから、先ほども経済産業省からお話があつたように、中小企業の倒産その他、影響が実際に否定できない、そういう事態が広がつております。これは、そういう形でやりながら、大きな企業にはうんと税負担の軽減措置を図つていくというものであり、こうして雇用喪失、中小企業の倒産などが進めば、景気が悪化することは当然ながら懸念されます。そういう懸念の声がアンケートその他さまざまな中で示されております。

私は、この法律が、過去の銀行合併では税負担があつても、この改正では税負担がさらに軽減される問題など、企業自身がそのことを言つてゐるわけですから、こういうふうなやり方で余り大企業への優遇だけやつて、そして労働者、中小企業への影響を考えないというやり方では、本当に景気対策の上でも大きな問題を持つてゐる、このことを指摘しておきまして、次の問題に移りたいと思ひます。

二月二十日の閣議後の記者会見で、柳澤大臣は、銀行の不良債権の最終処理を促進する施策を

三月までにまとめる方針を正式表明しました。不良債権の直接償却を促しているわけですが、これについて、直接処理を進め、銀行の収益力を改善しなければ金融安定化は図れない、三月じゅうに枠組みを固め、来年度から実行したい、そういう構えで臨んでいらつしやるということが多くの受けとめ方でありまして、大臣もそういうところを考へていらつしやると思ひます。

直接償却によつて、力のある銀行は不良債権がなくなつて体力も強化されたものになつていくでしようが、問題は、日本経済全体の発展をどう進めるのか、景気への影響についてどのように考えるのかということが一番考へられなければいけない点だと思ひます。

最初に、経済産業省と国土交通省の方から、この点についてどういふ考へ方を持つてゐるのか、伺つておきたいと思ひます。

○北村政府参考人 お尋ねの直接償却の日本経済に対する影響ということ、まず経済産業省はどう見てゐるかということにお答え申し上げます。

直接償却による不良債権のオフバランス化ということにつきましては、銀行、金融セクターの面から見ても、あるいは借り手側、借り手の企業の過剰債務の解決という面から見ても、やはり不良債権の抜本的な処理を図っていくということが日本経済の自律的な発展のためには必要なことであるといふふうに認識をいたしております。

ただ、直接償却といひますのは、いろいろな形があるかと思ひます。再建型の形もあると思ひますし、清算型もあると思ひます。あるいは、逆の言ひ方をしますと、再建計画に基づいた債権放棄といふこともあつて、再建計画に基づいた債権放棄に基づいた償却、さまざまなケースがあるかと思ひます。したがいまして、全体としてどういふ影響が出るのかということにつきましましては、それぞれ個別の産業あるいは個別の企業の債務の状況、あるいは金融セクター側の考へ方によりまして、さまざまな違いが出てくると思ひます。

したがいまして、一概に申し上げるのはなかなか難しいですけれども、お尋ねですので、製造業全体ということであつてお答えをいたしますと、産業界における債務の状況を一体どう見るかといふ、まず現状を申し上げたいと思ひます。

一つの指標としましては、債務償還年数というのがございます。これは、債務を何年分のキャッシュフローで返せるかという債務の指標でございます。債務償還年数でございますが、これを平成十一年度で見ますと、まず数字だけ申し上げますと、製造業全体では七・一年でございます。これを主要な業種で見ますと、自動車産業では三・七年、化学は四・二年、電気機器は四・五年となっております。

こういった最近の債務償還年数を見てみますと、債務を削減するという努力とキャッシュフローを上げていくという努力が相まって、相当低い水準、七・一年というのは相当低い水準であるといふふうに認識しております。これは、先ほども、歴史的に見ますと、一九八〇年代の後半の水準でございます。これは、先ほど申し上げておりますようないろいろな事業革新あるいは産業再生といったことに対する企業側の積極的な取り組みということが図られた結果であつたかと思ひます。

したがいまして、この数字をもつて直ちに判断は難しいわけですが、ごく大勢観察いたしますと、こういった状況を見ますと、直接償却による不良債権のオフバランス化といったことは、製造業全体に対して大変大きな深刻な影響を与えるかといふと、そういう事態ではないのではないかといふふうに考へております。

ただ、繰り返してございしますが、かなり個別企業、個別の債権の状況といったことによつて影響は異なりますので、あくまでも一般論としてお答えをさせていただきます。

○風岡政府参考人 直接償却が行われた場合のゼネコンに対する影響ということでございますが、直接償却につきましてはいろいろな方法がありま

すので、どういった方法がとられるかによつて当然ゼネコンへの影響というのは変わってくるわけでございます。

仮に、企業の再建ということを前提とした債権放棄が行われたということになりますと、これはゼネコンにとりましては、当然、負債が圧縮されるということになりますし、引き続き金融機関からの支援が期待できるという意味では、企業の再建にプラスに働くというのは言うまでもないわけでございます。

これに対して、例えば、担保つきの不良債権を売却するというようなことになりますと、これはゼネコンにとつては、負債額に変化があるわけではありせんし、また、そういう関係になりますと、今後、金融機関からの支援が継続的に得られるかどうかという意味では、非常に不確定な状況に追い込まれる。

さらには、法的整理というようになりますと、これは法的整理も清算型、再建型、いろいろありますけれども、当然、下請企業がありますので、そういったところには、状況によつては連鎖倒産というような話になる可能性もあるわけでございます。

いずれにしても、建設業は、就業者も非常に多く、またその野の広い産業でありますので、法的整理が仮に広範に行われるということになると、地域経済とかあるいは雇用とか、そういう意味での影響はかなり大きいというふうに見えております。しかしながら、建設産業固有の問題として、投資が大変伸び悩む中で業者数がふえているという供給過剰状態というのが恒常的に実はあるわけでございます。この辺の対応ということ、これは行政として私ども、大きな課題だといふふうに考えております。

個別企業の経営につきましては、当然のことながら、各企業の自助努力ということになるわけでございますけれども、私どもとしましては、建設産業再生のためには、個別企業の取り組みだけでは必ずしも十分ではない、あるいは企業同士の合

併等の連携というようなことを含めた再編が必要だということ、こういう点につきましては、私ども、ことしの二月に再編対策を進めていくという方針を明らかにし、現在その施策というもののについて検討している状況でございます。

○吉井委員 今の、製造業分野についても、これも、これまでから下請企業、これは非常にすの野の広い分野、自動車、電機などは特にそうですが、かなりこれが海外移転の中で空洞化してしまつて、倒産に追い込まれたところが多いわけですね。

しかし、そういう下請企業を含めて考えたときには、償還年数というのは実際にはもっと大きなものになつてくるということを考えておかなきゃいけないと思います。

ゼネコンについて、就業者の数が多いか、いろいろなお話がありました。この点について見れば、私は、大体、パブルに踊つていろいろ土地を買つてとか、そこに踊つたゼネコンの応援ということと切やなしに、公共事業の身についてもきちんとして切込んでいくことが、就業者数の多い中で影響を中小企業に及ぼさないようにどう遮断するかということにとつても大事なことであらうと思つてゐるのです。

公共事業の、特に大型のものは、大型土木建設機械投入では雇用効果が余り生まれないということ、これは雇用創出効果が八〇年代に比べて今や六七％になつてゐるということ、それからまた、公共事業の景気への乗数効果が「九〇年代のわが国経済と財政・金融政策」というかつての大蔵省が研究なさつたものの中でも、七〇年代の公共投資の乗数効果三・二六七から、九〇年代前半で〇・四四六と非常に大きく落ち込んでゐるということを見ても、公共事業を幾らやつたつて、それはゼネコンの債務の処理に流れることはあつても、景気効果も生まれないということもあつたわけですね。

一方、そういう中で、公共事業の中身を、大型建設機械を投入するような仕事では雇用効果も生まれない、景気への効果も期待できないわけですね。

が、住宅、学校、福祉、環境など生活密着型公共事業に切りかえるならば、私はかつて予算委員会でも大阪府や東京都の財政を調べて実例を挙げたことがありますが、実際、中小企業への発注率の高い分野ですから、八〇％台、九〇％台ですから、そういう生活密着型であれば、ゼネコン向け貸出債権を銀行が直接償却するとかいろいろやつていっても、中小企業の方は、ゼネコンからじやなくて別に仕事がちつと流れてくるならば、その問題の影響は遮断できるわけですね。

おつしやつたように、土木建設分野は非常にすの野の広い分野で、就業者数も多ければ中小企業の多い分野ですから、そういうところをきちつと見ながらの不良債権の処理ということならば、一つの道もあり得るわけですね。ですから私は、これは単なる直接償却をどうするかということだけじゃなしに、やはり日本の経済全体をどう見ていくか、その観点からの議論が必要だと思つてゐるのです。

この点について、柳澤大臣の発表の後、上位都市銀行の幹部は、不良債権の最終処理とは銀行が企業の死刑執行人になるようなもの、政治のリーダーシップがなければ容易にできる判断ではないという警戒感を示していることがマスコミなどでも紹介されました。奥田日経連会長は、結果的に企業の倒産がふえ、積極的に同意できないという発言を、これもマスコミでも紹介されております。

企業倒産とか失業の増加が内需を後退させ、景気回復の足を引っ張るというふうになると、力のある銀行のバランスシートはさらにいいものになつて国際的な競争の中ではいいかもしれないが、日本経済への影響、こういうものについてはかなり厳しく見ておかなきゃいけないことがあると私は思うのです。経済界なども、そういう点から多くの心配の声が上がつております。

私は、柳澤大臣の方に、日本経済の立て直しと結びつけて、全体としてどういう考えでもつて臨んでいくのか、この点についてのお考えというものを聞いておきたいと思つてゐます。

のを聞いておきたいと思つてゐます。

○柳澤国務大臣 今回、私も呼びかけさせていただいておる金融機関の不良債権のオフバランス化、ちよつとその前に、直接償却という言葉がこの議場で随分飛び交うわけでございますけれども、直接償却というのは、概して言つと、それ聞いた世の中の人というのは、倒産に起因するところの、金融機関としては受け身の債権のオフバランス化というようにことを指すのではないかと、そういうニュアンスがどうもあるようでございます。そこで、いろいろ注意を細やかにしてゐる向きでは、直接償却等という言葉でオフバランス化を総括しているようですけれども、オフバランス化というの、片仮名言葉なものですから、これもまた余り多用するのはいかがなものかという面もあるかと思つてゐるのです。

いずれにせよ、言葉のニュアンスの問題もひとつ、いろいろな御心配の向きには、あるいは過剰に御心配される向きにはどうもあるような気もいたしますので、そこをちよつとお断りさせておいていただきたい、このように思つてゐます。

そこで、ここではオフバランス化という言葉を使わせていただきますが、私、昨日も申し上げましたように、オフバランス化の形としては四つばかり形があるかというふうにも思つてゐるわけでございます。そして、その四つの形の中では、どちらかというと再建計画とか再建型の整理を前提にして、私的なとか任意のとか、当事者の合意に基づいた債権の処理あるいは債務の処理、こういうようなものを中心に、それの意味でございますが、中心にということはどういうこととございまして、そういうことを考えているといふこととございまして。

そういうところから御理解いただけるかと思うのですけれども、要するに、非常に収益の上がらない不稼働の、こちらから申しますと債権、あるいは貸出先の企業の方からいへば事業部門とか事業というか、そういうものを整理して、そして、最近選択と集中という言葉がよく使われてお

りますけれども、そういうものの以外の、つまり収益性の高い、将来成長も見込まれるような事業、そういうものに対して支援を集中していく、こういうことを想定いたしております。

そういうことを通じて日本経済全体としての活力、具体的に言えば成長力を期待できるのではないかと、こういうことを考えているわけでありまして、日本経済全体に対してもそういう意味でプラスの影響を与えたい。いたずらに、自分の所管しておる金融機関のバランスシートだけがきれいになればそれで万事オーケーだというような考え方でこのことを発想したわけでは毛頭ないということを御理解いただきたい、このように存じます。

○吉井委員 私には財務大臣にも伺っておきたいと思うのです。

今申し上げましたように、例えば大型公共事業をやってゼネコンへ金が流れて、そのゼネコンがポシャると中小、下請をやっておったところがポシャるといふふうなやり方も、実は大型公共事業では大型、機械化ですから、その影響もだんだん少なくなってきたのですが、むしろ公共事業の出身も切られて、直接償却という問題が出てきたときに、ゼネコンがどうなるかと中小の建設業者、多くの雇用の皆さん方には影響が遮断される、そういう景気対策なども含めて、全体として日本の経済、景気をどうしていくかということの中でやはり考える、そういう視点が大事だということに思うわけです。

財務大臣はG7で直接償却を進める約束をして帰ってこられた、考えを示してこられたということになりますか、そう伺っておりますが、景気回復まで、利子はきちんきちんと支払って深刻な不況に耐えている企業が、融資の引きはがしや貸し渋りを受けたり、RCC送りなどで一層の危機に直面して、それが拡大していくと間違いなく大量の倒産が生まれてまいりますし、そういう事態はまた、不況の長期化と税収の落ち込みなど悪循環を強めて、結局それは銀行の不良債権処理にとってもマイナスに働く要因になります、同時に、

今深刻な日本の財政の立て直しにも悪影響を及ぼすという問題も生まれてくると思うのです。

私は、やはり財務大臣の方も、この問題を日本の財政とか経済全体の中でどう考えていくことが必要というふうにお考えか、この辺、宮澤財務大臣のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 大切な問題と思ひますので、ちょっとお時間をいただくことをお許しください。こののですが、結論として、私は、柳澤大臣の考えでおられることに賛成でございますし、殊に、ほかならない柳澤さんですから、非常に周到にいろいろなことを考えながらお進めになるであろうということを思ひますので、なおさらそういう意見でございます。

今おっしゃいましたように、この間のパレルモの会議で確かに日本の金融云々ということがございました。このステートメントの背景は、随分日本は財政で金を使った、しかしなかなかうまくいかない、最近では日本銀行も、二月九日でしたが、ああいうことを言われて、それがどうなるか見届けたもののだが、いろいろ考えてみると、日本がもう一つ出てこないのは、やはり金融機関というものが金融機関としての務めをちゃんと果たしていないのではないかと。それはいろいろ理由はあるけれども、今、このノンパフォーミンググローンという言葉はある意味で嫌な言葉でございます。いかにも金融資本ががりの言葉でございますけれども、しかし、銀行家は、そういう死んだものをバランスシートに置いたのでは銀行の経営はよくならないと考える意味でノンパフォーミングローンなんだろうと思ひますが、そういう意見がやはり多かったということがあります。

それは、恐らく今日の日本の経済を世界の専門家が見ている一つの問題意識だと思ひますが、実は、今度のこの危機が始まりますところ、つまり証券会社が倒れたり大銀行が倒れたり、日本の金融危機と言われて、片方で早期健全化という行政が進んでいたときに、銀行はちゃんとしてもらわなきゃ困るということになって公的資金の投入までいた

しましたが、しかし、そのときに、お互い、それは銀行も大事だが、ちゃんとした取引先を困らせては困るじゃないか、そういうことが目的じゃないだろうということで、そこは両にらみの行政をやつてまいつたと思ひます。

そういうことが事実であつたと思ひますが、そのころ、例えばアメリカのグリーンズパンとかルービンとかいう人たちは、つまり、それだけのものを積んだつて、日本はそれで対応ができているんだと言つけれども、やはりそういうものがバランスシートの上に残つておると、それは銀行は第一収益力がそれだけなくなるし、外から見てもだめなんだから、それを思い切つてバランスシートから外さなきゃ我々はなかなか信用できないよということを始めから言い続けていた。

我々は、それは知つてはいるけれども、そんなに急激に日本の企業あるいは経済社会全体にその理由だけで打撃を与えるということは、やはりそう簡単にはいかないよと。彼らは、御承知のようにSアンドLをやつたばかりでしたから、あの経験を持つていて、どうしてもやはりここは思い切つて切開手術をしないやらないという気持ちが強かつた、それだけにそういうことをずっと言つておりました。

そういういきさつがあつたと思ひますが、今ここに来まして、大分時間もたつて、そして基本的には金融は緩んでいるのですが、それにもかかわらず何か金融機関というものが、いわゆる血液の循環をちゃんとやるだけの仕事を本当にしているのだらうかと考えてみると、やりたいのかもしれないが、それだけの体力がないと申しますか、そういう経営になつていないということなのだろうかとという議論が我が国でもいろいろにあつて、その末にはやはりこの問題に立ち至つたのだらうと私は思つております。

柳澤さんは前から気づいておられたでしょうけれども、しかしこれを言い出すのは確かに、冒頭に吉井委員の御質問もありましたが、やはり生産性を上げるといふ努力が一度に行われると、それ

はデフレーションナリーな効果がございすね。ですから、きつと柳澤さんもそれを考えておられたのだと思ひますが、しかし今としては、やはりこれが残つた問題なんだという考え方は私は正しいのではないだろうか。

ですから、行政は非常に注意深くやらなければなりません、先ほども参考人の方から融資を受ける側の問題について御指摘がありまして、それもそうございまして、それから、注意深くやらなければなりません、私は、基本的には柳澤さんのお考えを支持したいと思ひます。

○吉井委員 私は、この点で、もう時間が大分参りましたから、銀行の債権放棄をする際の原則というものを、それをまたきちつとしておかないと、もともと公的支援を受けて、本当にモラルハザードの事態がひどいと私は思つてゐるんです。

政府は、資本注入を受けた銀行の債権放棄の原則については、これまで三条件を基本方針としてきましたね。一つは、残存債権の回収がより確実になるという合理性のあること、二つ目に、当該企業の経営責任の明確化が図られるということ、三つ目に、当該企業が破綻した場合の社会的影響の三条件を挙げたわけなんです。今回の債権放棄をする際に、この三原則は棚上げになるのかどうか。特に経営責任の明確化という問題について、当然今後ともこれは追及されるべきだと思ひますが、この点は柳澤大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 私ども、一年、もうちょっと前でございまして、資本注入の債権放棄につきまして金融再生委員会当時にいろいろ検討させていただきました。その際に、今先生御指摘のようないくつかの条件というのか、そういう考え方を打ち出したわけでございますけれども、そこで一つ欠けているというのか、いろいろな配慮から、我々十分認識はしておつたんですが、あえてここには書かないでおこうとしたものの一つが減資の問題でございます。それが加わりますと、ほぼ、当時私どもが論議の俎上にのせたものが全部表現されたということになるわけでございます。

今回のこの我々のオフバランス化の要求、呼びかけ、このこととの関連で、当時決めたものをどういうふうにか考えるか、これが当然組上についてどうするかと思うわけでございます。もちろん、当時の考え方を大幅に見直さなきゃならないというふうには考えませんが、私どもとしては、若干ニュアンスの差というものは生ずるかなと思つて、現在それを眺めているわけでございますけれども、いずれにせよ、今回の呼びかけについてのいろいろなスキームとかフレームワークというか、そういうようなものを現在検討中でございますので、今ここでその点についてまで申し上げる段階に至っていないこととてひとつ御理解をいただきたいわけでございます。

その中で、経営責任の問題を特に先生御指摘になられましたけれども、その問題についても、当然視野の中に入れて、ケース・バイ・ケースというところになるかと思うんですけれども、どういふことが考えられるかというところは、そのフレームワークというかスキームの検討の中で当然考えなきゃならない課題だ、このように認識をいたしております。

○吉井委員 もう時間が参りましたので、締めくくって終わりますが、法律によって税の優遇は新たに生まれてくる、資本注入は受ける、リストラで雇用喪失とかあるいは中小企業の倒産とか、景気には大きな悪い影響を及ぼしていく。しかし、これまで、バブル期に踊った金融機関の経営者などがみずからの私財をなげうってでも責任をとる、そういう人はいないわけで、私は、経営責任というものは本当に明確にしていけないと、そして経営責任をきちっととることがないといふことを申し上げまして、引き続き議論はあした以降にしようということで、ここで質問を終わりたいと思ひます。

○山口委員長 次に、日野市朗君。

○日野委員 宮澤大臣、私、いつもこの季節になりますと、ああ、また憂うつな季節が来た、こう

思うのでございますよ。ことしも、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、これをまた審議して、まあさしたる議論もなしに、我々の賛否は別にして、衆議院を通過していくという形をとるわけでございますが、財政法がありながらこの特例法というのは、私はこれは鬼つ子だと思つていますよ。本当はあつてはいけないはずなのに、これをまたことしも審議せざるを得ないということでございます。

私は、ことしのこの特例公債十九兆五千五百八十億円を発行せざるを得ない、こう書いてありますね。そして、気に入らないのは、何もこんなことを書かなくたっていいと思うのですが、その直前に、「平成十三年度の公債発行額は前年度当初予算より四兆二千九百二十億円減額しました」が、こう書いてあるわけです。何もこんなこと書かなくたっていいんじゃないかと思ひます。これは、何でこの減額が生じているかといへば、銀行に対する注込がなくなつた、それから郵貯の満期の分で税収が若干上がるというふうなことからこういうことなんで、別にこれは財務省の手柄でも何でもないと私は思つていたのでございます。ここまで財政規律がずぶずぶになつてきた、財政規律がこれだけもう乱れてしまつていくわけですね。

私は、まことに大臣には失礼だが、この間ずっと、総理大臣をやつて、大蔵大臣をやつて、ずっとあなたは直接財政に携わつてきた方でありまして、私はつきりここで申し上げますが、宮澤大臣を尊敬しております。いや、本当ですよ。随分私もあなたという議論をしてきました。あなたが総理大臣のころも、そして大蔵大臣のころも、ずっと議論をしてきた。そして、実に広範な分野に、いろいろな考え方を及ぼしておられる方だということもよく存じています。そして、長年の経験、何物にもかへがたい経験を積み重ねてこられた方だということもよく存じています。

しかし、その間を通じて、このような財政規律、それがここまで混乱してしまつた。私は、これは、宮澤さんがいろいろなことを知つておられないが

ら、毅然とした行動をおとりにならなかった、ここに大きな問題があつたのではないか、こう思ひます。

私、こんなことを申し上げてまことに失礼だといふことはよく存じておりますが、あえて、今までの財政規律がこれほどまでに乱れてしまつたといふことについての御感想を伺つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 財政の現状につきましてはいつも御心配をいたしております日野委員の御発言でございますので、今、なぜ四兆円国債を減らしたといふことを書いておられるのかというお尋ねで象徴されるような問題についての御批判であるわけ

ますに、まことに異常な事態に財政がなつておりまして、このたび十三年度予算で国債を四兆円でも減額いたしましたといふことは、せめて財政当局としては、現状に決して満足してゐるわけではございません、何とかしてこまめに来まして、景気の回復もある程度のところまで来ておりますから、これ以上国債をふやさない方法はないものだらうかといふ苦勞をいたしておりますという意

味で、四兆円の減額といふものをともかく国民に御報告したい、こういう気持ちであつたわけでございます。おっしゃいますように、国債減額が可能になりましたのは、金融機関の破綻に基づくところの国の負担が、十二年度にありましたものが十三年度には減少いたしました。それが大きい部分でございます。それから税金が、法人税でございますが、幾らかふえた。しかしこれも、おっしゃいますように郵便貯金の、これはもうよく御存じのことと

ございまして、満期になることに関係がある、そのとおりでございます。何の努力の、褒められる話でもないよとおっしゃれば、もうそれとお

りだと思ひます。しかし、ともかく四兆円でも国債を減らしましたと申し上げる意味は、何とかして、やがて財政再建といふものにつなげていかなければなら

い。そのためには、企業活動はよくなつたけれども家計の消費というものが浮き上がつてこないために、成長がもうひとつ十分でない、そういうことがございまして、はつきり成長軌道に乗るといふ自信がまだ持てないものですから、それでなかなか財政再建といふものに入れない、そこは非常にどこかしらところでございます。そういう状況の中で、国債を減らし、税収も多少ふえました、何とかして財政再建に向かいたいといふことを申し上げたい、そういうことの気持ちであるわけ

あります。財政再建そのものは、これは何度も申し上げましたが、恐らく財政の問題というのは税制の問題でもありますが、中央、地方の、殊に地方財政の問題でもあるし、なかなか、いわゆるソーシャルセキユリティーの問題でございますから、殊に、これらを全部含めたところでやはりシミュレーションをやつてみて、そして恐らくは非常に厳しい道をこれから何年かたどらなければなら

ないといふことはもう必然だと思ひますが、それに向かつて何とか進んでいきたい。実は、そのシミュレーションのために、これにはどうしてもマクロモデルが必要でございますから、国の経済財政諮問会議でマクロモデルをつくつてもらうことが決定いたしました。恐らく七月ごろには、やつてみないとわかりませんが、マクロモデルが夏前後にはできるのではないかと。そうしましたら、今のよう

けていかなければならないと考えておるのが真実のところでございます。

これはちゃんとしたお答えになっておりませんが、いつも財政のことを御心配いただいております親切な御発言に対して、今自分の考えておりますことを申し上げたわけでございます。

○日野委員 今までも何度も議論をして、私、財政のことをお話しする。そうすると、景気の方が先だ、こういうお答えが来ているわけですね。私は景気を軽く見るわけじゃありませんよ。しかし、景気というのは、いろいろな要因があつて変動します。そして、財政はずつとこのような赤字を拘ります。そして、景気が好転をしたら財政に取り組みますなんて言っていたら、いつのことになるか、実はわからぬのだと私は思いますね。

ここで、宮澤大臣に私は注文があります。今あなたは、いろいろな要因を考える必要はないかぬ、その要因を考えるためにマクロのモデルもつくらなければいかぬ、こういうふうにおっしゃいました。私は、マクロのモデルも必要だと思えます、確かにそのとおりだ。恐らくこれは、経企庁の経済研究所ですか、政府の中でおつくりになるように今お進めになっているのだというふうに思えます。私はそこで十分かという思いはありますけれども、それよりは、もっと幅広く、多くの人たちの意見を取り入れたモデルにしなければいかぬと思えます。モデルというのは、何かちよつと一つの要因が違うだけで大きく変わってくるものですから、そういうモデルのつくり方についても御配慮いただきたい、このことは注文だけしておきます。

そのほかに、もっと大きな注文というのは、財政再建を今スタートするんだということをはっきりと言っていたいただきたいのです。日本の國民は決して愚かじやありません。今のくらしい日本が国の債務を持って、地方がどのくらい債務を負っているかということはよく知っています。そして、私なんかも随分いろいろ、ことしの暮れから正月にかけて、多くの、何百人という人たちと話をし

た。そこで国民の皆さんは、この財政の問題の話をすると、実に敏感に反応をしている。我々ができることは何かということを考えておられる。

かつて、財政の問題をすれば増税の話が出て消費税の話が出て、それに対して政治の方からいろいろな攻撃が加えられてという不幸な経過があったことは私もよく存じた上でお話をするのですが、私は今、財政の再建にまず我々は今スタートしますよと。

では、その具体的な中身というものはどうかとおっしゃれば、税の問題、それから地方の分権の問題、それから国民の考え方の問題、セキユリティーの問題と今大臣並べられました、これらに問題があることはよく知っている。これらの問題に対処しなければならぬということとはよく存じているつもりです。

しかし、この財政の再建という問題は、ここで一つの方針を立てて、その先をずっと見通して、それがうまくいくことに確信を持って始まるものではないかと思う。まず一歩を進めて、そして歩きながら考えていくという面がいろいろあるのではないか。そういう方法論というものはあると思いますよ。

財務省でお出しになった、財政の現状と今後のあり方」という冊子がございます。非常によくできた冊子でございます。そこで財政事情の国際比較をやっている。日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、かなり問題になりそうなところははずつと挙げてあるわけでして、私は非常によくできた表だと思っておりますが、それを見てもみますと、ではまずイタリアを見ましょう。一九九二年にはGDP比マイナス九・五％。そしてずっと、九・四、九・一、七・六、七・一、一九九七年には二・七になって、そして二・八、一・九、二〇〇年には〇・一、ここまで回復してきているわけです。日本はと見ると、一九九二年にはマイナス二・〇、四・八、五・一、六・四、六・九、五・九、七・一、八・八、二〇〇〇年で七・八、二〇〇一年七・七。何という違いか

と私は思うのですね。

これは、イタリアといったら問題になる国だということ、随分、まことに失礼だが日本人は笑っていたわけです。しかし、現状のようになつてきている。私はこの表を見て、このイタリアにしても、それからそのほかの国々も、全部ずうつと財政状況は好転してきている。

一つの要因として、EUの通貨条約に参加するために、あれはGDP比3%以下という基準を強引に設けて、それに合わせるために進めた各国の努力、これが一つ大きな要因だったろう、私はこう思っているのですね。ヨーロッパ諸国は、決して、一つの大きなプランを立てて、その結果をそれぞれ点検をして、そして自分たちの努力を進めたのではないだろうと思います。みんなでもういやでもその基準を満たさなくちやいかぬというので、それぞれ懸命の努力をしたのだらうと私は思うのです。

このような努力、これは日本でなできないの
でしょう。私はやるべきだと思う。何で日本だけ
が、一九九二年からずつといえ、マイナスイ
Q、四・八、五・一、六・四、六・九、五・九、
七・一、八・八、七・八、こういう数字を何でず
つと連ねているのですか、この表に。どう思われ
ますか。

○宮澤國務大臣　大事なことでございますので、少しお時間を拝借いたしますが、今おつしやいました「国及び地方の財政収支」、各国の比較表でございますが、まさにヨーロッパがユーロに入りま

すときにいたしました各国の努力は、殊にイタリーの場合でございますが、全く見上げるようなことであったということを私も痛感しております。

それに比べまして、我が国の状況、この表の後半は、これは最近の不況ということでございます。ようけれども、一九九二年からございますので、どうも、私が思いますと、やはり一九八五年にブラザ合意があつて、そのときに円は二百四十円ぐらいでございしますが、きょう百十六円とかそういう

う絡みになった。十何年、実はそれを待たずにですが、通貨の価値が倍以上になったことに日本経済はどういうふうに対応したのかという、だれもまだ答えを知らない、そういう経緯の中にこの十何年あるのだろうと私は思っています、さしずめ、ブームがありそれが壊れたという部分はお互いものの記憶にございますけれども、通貨そのものの国際価値が倍以上になったということに日本経済はどういうふうに対応したのか。

まあ東南アジア各地に日本の企業が出ていったというようなことは多くの人が気がついておりまして、東南アジアの国々もそれは歓迎している。そのぐらいいいことはわかっていきますし、外国旅行が楽になったとか、そのぐらいいいことはございますけれども、日本経済全体の対応としてこういう財政赤字という形で対応したのはなぜかというようなことを、やはり考えてみなければならぬ問題だと思っております。これは後半におっしゃいましたことについての感想でございます。

前半の問題でございますが、そういうことで、財政再建はどうしてもしなければ、これはもうそれ以外に方法はないという中で、歩きながら考えるという方法はある、そのとおりだと私も思っております。

そうだと思つておりますが、ある意味で、國債を少しでも減らそうというのもそうであるかもしれませんが、主と思つておりますことは、政府が当初に見込みました年間の國税の収入がどうして、も見込みどおり入つてこない、歳入欠陥が出るというこの何年間かの状況では、將來の財政再建のときに自分の収入が見込めないということではどうしてもスタートが切れないと思つております。で、平成十二年に幸いにしてプラスが幾らかは出た。それは、郵貯のおかげもございましょう。しかし、やはり法人活動というのは少なくとも活発になつてきている。家計がこの上にあると思つても、けれども、そつちはそうなつておりませんが、それで、やや万年病になつておりました歳入欠陥という問題は、もしかしたらここで片づけられるのか

もしないというところで、それでマクロモデルのことは言ひ出したわけでございます。

マクロモデルのことを申しました理由は、これは御想像もいただけると思うのですが、さつき申しましたように、そのときに議論されなければならぬことは無論財政でございますが、税制であり、社会保障であり、中央、地方の関係であり、なかなか国民負担の問題だと思っております。

そのモデルがやがて数カ月でできまして、私がモデルと申しました理由は、社会保障のことは社会保障で何とか文章を書けばできる、税はまた別、地方財政もまた別というようなことでは、結局何も片づかない、先延ばしをするだけでございますから、今度はモデルで、もうすべてのそういう対立する要素を一義的に答えを出さなければならぬというシミュレーションというものがやはり大事なのではないか。

つまり、もっと簡単に申せば、給付と負担というようなことを日本経済全体について考える。どうしても高い負担を国民は好まないと言われるば、それは高い給付を望むことは難しいわけでございますから、高負担なのか、あるいは低、中負担なのか、それについての給付というものをどうしても選択せざるを得ないのがシミュレーションだと私は思っています。

今、国民負担が三六とか七とかいうことでございますから、これは比較的低い。かつては五〇を超してはならないという議論があったほどでございますので、比較的今は低い。しかし、これは税金が取れないからというのが一つの理由だと思ひますが、その給付と負担というものを、ぎりぎり、どうしても国民的に選んでもらわなければならぬ。それは、政治的には、ある意味でなかなか危険な試みになるかもしれない。

しかし、日野委員のおっしゃいましたように、私は、国民は全体のことは理解をしておらうと思ひますので、給付を求めるなら負担というものもやむを得ない、そのところは基本的にはわかつてもらへる。ただ、それを合理的な形で提

示いたしませんと決断をしてもらえないということでありまして、それを提示するのが政治の役目だろう。選挙や何かがつつとございますから、こんなことは簡単なことではないと思ひますけれども、しかし、そういう選択をしない限り、我が国の、象徴的に言えば、財政の現状というものは救いがたいというに近いところまで来ておると考へております。

したがいまして、それがたまたま一つのきつかけでございます。どこからでもこの問題は切り口があるわけですが、そこから入つて、二十一世紀の最初の十五年ぐらいかと思ひますが、我が国の経済社会の姿というものをその機会に国民に決めていただきたい、実は、こういうことを考へておりました、大変申し上げることが長くなりましたけれども、財政の問題はそのぐらゐ実は深刻であるということとは、日野委員がおっしゃいますとおりでございます。

○日野委員 いろいろなお考へがあること、それから、非常に心配をされるが、この問題を考えておられることはよくわかるのです。しかし、物事にはやはりきちんとした決断ということが必要なのではないでしょうか。特に、政治的な行動の場合、まず初めに行動があるということが多いのです。初めに行動がある。行動がなければ、これはなかなかその次のものというものは見えてこないものでございます。私よりもはるかに人生経験の長い大臣に対してこんなことを言うのは失礼かと思ひますけれども、私は今必要なのは行動ではないか、こう思ひます。

この表には載つておりませんが、スウェーデンもかなり惨たんたる財政状況になった。そのとき、政治はどのように行動をしたか。今このような状況にあることを国民に周知徹底をした。そして、今何が必要かということを国民に語つた。これだけ国民も努力をしてくれ、政治もこれだけの努力をする、このことを語っているわけですね。そして、国民と政治と合意に達したと言ふべきなのでしょう。そして、スウェーデンの政

治家は財政の立て直しのために懸命に努力をした。そして、今スウェーデンは財政状況が好転をしましたね。

こういう決断が何でできないのか、日本の場合、まず語れ、国民に。国民にまず語り、そして国民に問いかけ、このようなことをやつてくれなにかということをお願いしなさい。私は、今それをなすべき時期であると思ふ。

先ほど、私は、国民というのは愚かではない、日本の国民というのは賢明だ、こう申し上げました。みんな知つています、この財政の状況を。これがどのように発展していくかわからないからこそ、例えば、自分の年金はどうなるんだ、財政再建のときに自分たちの負担はどうなってくるんだ、こういうことについてはつきりしたビジョンを描けないがゆゑに、国民の消費が上がつてこないんだと私は思ひます。もしこのフレームが示されて、これから何が始まつていくのかということ、自分の目に見えてくれば、国民の消費の傾向とこのは変わつてくるだろう、私はこう思ひます。

国民は、やはり今、特に高齢者を中心にしてかなりの資産を持っています。それが、何で凍結されて動かないでいるのか。財政に対する不安が最大のものであると私は考へています。今ここで、財政再建にこのような形をとりながら進んでいきますよということを示せば、あなたがはつきりと示していけるのであれば、私は、家計の消費動向というものは大きな変化を生んでくる、こう思ひますが、大臣はそうお思ひになりませんか。

○宮澤経済財政諮問会議 幸いにして、行政改革の結果、今度経済財政諮問会議というものが、いわば各省庁の上と申しますか、総理大臣の主宰のもとに、民間から限られた少数の有識者にもお入りいただいたて、そして、最も高度な政府の経済財政政策を決定するということになりました、既に会議が緒につきましたので、そこで、先ほど申しましたようなマクロモデルの決定をしてもらひまして、

実は内々にはお話をしていたわけでございますが、それができ上がる時期もほぼ見えてまいっております。

そのときに、多少とも我が国の経済が好転していることを折つておりますけれども、そうであるとなかろうと、これはどうしても待たなれにできまいますので、そこでシミュレーションをして、旧来ばらばらに決定されておりましたいろいろな問題を一義的に選択をしなければならぬ。いわば、そこから逃げられない形で問題を検討しなければならぬ。

決めるのは、最後は人間でございますから、そのきつい仕事にたえ得るかたえ得ないかという問題はありますけれども、私は、しかし国民は問題を知つておられるし、またいろいろな問題は結構もう悪くなつておりますから、そういう決断をしなければならぬというコンセンサスは得られるのではないかとふうに、実は考へておりました、そのために努力をしなければならぬというこを思つております。

○日野委員 経済財政諮問会議のお話が出ましたが、私も、どのようにこれが動いていくのか、まだ十分読めないところがございまして、恐らく皆さんも同じだと思う。どのような機能を果たしていくことになるのか、ちよつと読めないところがあつたと思ひます。

それで、私が心配するのは、もう有識者のみならず、一般の国民はこの財政再建の問題は非常に大事だということは知つてはいるけれども、何か前向きに物を言うとか、はつきり言つて、自民党あたりからつぶしかかつてくるということがあつて、ちよつとあるわけであつて、後で柳澤大臣にも伺ひますが、発言された後も随分いろいろなところから牽制球が飛んできて、さすがの柳澤さんも、これは少し後ろ向きになつたのかなんという心配もしているのです。そういうことがあつて、やはり最終的に決断をしていくのは政治でございます。それで、これもまた失礼なことを言ひますが、

森内閣は私はそう長くは続かないだろうと思う。非常に失礼かもしれないが、まあ聞いてください。そして、こういう時期に何もしないで便々として時を過ごしていく、これではいけないと思います。

私は、これは自民党さんにアドバイスをしましょう。森さんが退陣をされるその前に、きちんと財政再建にこう取り組むという姿勢を示されたら、私は自民党さんは支持率が上がるのじゃないかと思えますよ。

私は、宮澤大臣に、気力を持って、きちんと財政再建を始めますということ、おおよその枠組みはこうなりますというように、これをぜひとも示していただきたい。今もうその時期だ、遅過ぎるかもしれない。しかし、今これを言わなければならぬと思います。

気力を持ってということをお申し上げました。きのうの朝日新聞の二面のコラムか三面のコラムに、政治家の気力の問題をコラムニストが書いておりました。

村山総理大臣が引かれるとき、野坂官房長官がもう少し頑張れ、こう言ったら、そうしたら村山さんが、一たんもう引くと決めたら気力が出ない、こう言ったというような話を書いてありました。もう一つは、田中角栄さんが引くときも、外遊して帰ってきて、さあ選挙とその側近たちは思った、しかし、田中角栄さんが帰ってこられて、もうすっかり気力がなくなってしまっているのを見て、これはだめだと思ったというふうなことを書いてあって、それはそれなりにおもしろいコラムだったのですが、やはり気力、必要です。世の中をこれからどう変えていく、その気力を私は示していただきたいと思う。

これもまた失礼なことを言いますが、私の席から、きのう大臣が答弁をされると、その後ろに速水日銀総裁のお顔が見えるんですね。このお二人には覆うべくもない老いの影が忍び寄っている、こんなふうな私、そんな感じがしました。非常に失礼だと思う。しかし、G7に行つて帰つて、あ

のハードな日程をこなしてこられて、それで非常に疲れたという印象を私は受けたのですが、最後の気力なんと言ったらこれも失礼な言い方かもしれないが、ひとつつ気力を振り絞っていただきたい、このような時期には、気力を振り絞って御自分の仕事、これをきちんとやっていただきたい、こんなふうに思います。

私も、実は消費税を三%から五%に税率アップしたとき、あのときの自社の税制調査会の座長をやらせていただきました。これは大変な仕事だ、ひよつとすると自分の政治生命これで終わるかと思ひながら、半ば死に装束を身にまとうような思いでその座長を務め上げて税率のアップをいたしました。一%は地方消費税になんということもやりました。

やはり人間というのはやるべきときにはやらなくちゃいかぬ。政治家として、自分の政治生命をかけてもやるべきことはやらねばならぬ。そのときというものはあるものだと思ひますし、宮澤大臣とは今までも随分いろいろな議論をやってきましたが、私は、あなたの能力で気力を振り絞つておやりになれば、今それに取り組むことがでできるし、あなたが今のような行動をとるかによつて日本の財政の状況、それから景気の状態、これも非常に大きく変わるだろうということを申し上げておきたいと思ひます。

それから税収のアップについて、私、これも何度大臣には申し上げたのですが、私は、行革という一つの枠がありながら、大事なことを一つやぱり忘れていてと思うのです。行革というのは、人を減らしていくことだけが能じゃありません。その人たちがしっかりと働いてくれるように、しっかりと働く、そして十分な成果を上げていく、そういう状況をつくっていくこと、これも行革としては非常に大事な観点だと思ひますね。

私は、税収の落ち込みというこの状況を見ながら非常に強く感じますのは、国税の職員のマンパワの乏しさ、これについて私は指摘しておかな

くちやいかぬ。やはり、税金をきちんと国民の皆さんに納めていただく、そのためには国税庁の職員、税務署の職員さん方、こういう人がきちんと税収が上がるような努力をするということが必要だと思ひます。そのためには人数が要するんですね。

私は、自分も税務署の方がごあいさつにいられた経験も持っております。そういう経験も踏まえながらお話しするのですが、税務署の方がそのうちの企業に行つてお茶を飲んでくる、ごあいさつをしてお茶を飲んでくる、これだけで随分違うと思ひます。今、何年に一回税務署の方がそれぞれの企業を訪問しているか。私は、もう非常に少ない数だと思ひますが、どうですか、国税のマンパワーをもっと強める、もっとふやすというお考えはございませんか。

○宮澤國務大臣 国税職員の現状につきまして、非常に御理解のあることを言つていただきました。ありがとうございます。

確かに、戦前は税務署の連中が商店街を回りまうこととはとても今でなくなりましたが、とにかく、これだけ取引のボリュームが世界的に大きくなつてまいりました。技術的にも全く違つたことが起こりつづいてますので、それに対応して国税側も、いろいろコンピュータでありましてとか新しい技術、情報の収集などをいたしております。

特別監視調査官であるとか、あるいは情報技術専門官であるとか、いろいろいたそうとしておりますけれども、国全体として、御承知のように定員削減というものを年次計画でやっておりますので、国税もその例外であるわけにはいかないということはどうも私といえども認めざるを得なくて、したがって、削減をなるべく少なくしてもらうというように、今、国税の諸君にも、どうもこういうことだからしっかり頼むよと言つておるわけでございますけれども、お話しのような御発言がありますことは、まことに感謝にたえません。

国税としましては、そういうことで、できるだけ専門的な技術あるいは新しいいろいろなテクノロジー等々を駆使して、そして一生懸命やってくれるつもりになっておりますけれども、できるだけ人数の方も、少なくとも幾らかネットの増員にならないだろうか、これは大臣としての私の仕事になるわけでございますが、一生懸命努力をするつもりでございます。御支援をお願いいたします。

○日野委員 私はよく思うのですが、家計が貧しくなつた、その家の家族も、それから家畜にやるべきも減らそうということになつたにしろ、金の卵を産む鶏にはちゃんと食わせなくちやいかぬですね。私は、それが賢明なやり方だと思ひます。国税庁というのは金の卵を産む鶏でありますから、これはやはりきちんと食事をやらなくちやいかぬ、それから数もふやすようにしなくちやいかぬ、こう思ひます。

それから、今、技術的な面でもいろいろな変化があると大臣おっしゃいました。特に、国際化をしていく。それからコンピュータを使つてのEビジネス、Eコマース、こういうことが非常に盛んに行われるようになった。これにどのようにな国税庁としては対処しておられるのでしょうか。やり方をちよつと聞かせてください。

○村上政府参考人 今、電子商取引のお話がございますが、御案内のとおり、電子商取引は通常の取引と比べると違った特徴があるかと思ひます。やはりこれはネットワークを通じていろいろ取引が国際化したり広域化したします。また、店舗、資金がなくてもだれでも参入できるわけでありまして、非常に取引の匿名性が高く納税者の把握が困難であるという事情もあります。また、データの消去が容易であるといった事情もあるかと思ひます。

したがって、国税庁といたしましては、電子商取引を初め、高度情報化に対処するため、関係御方面の御理解をいただきまして、国際課税であるとか高度情報化担当の専門職ポストの増設に

努めているところでございます。

また、これは別途であります。すべての国税局に電子商取引専門調査チームというのを編成いたしております。このチームにコンピュータ関係であるとか海外取引の専門的知識を有する職員を配置いたしまして、電子商取引を行っている事業者を把握するとともに、これらの事業者や電子商取引関連事業者、プロバイダー等でありまして、そういった方々に対しての税務調査及び資料情報の収集に努めております。

今後とも、こうした取り組みを拡充していくことによりまして、調査システムの開発とか資料情報の収集のノウハウの蓄積を図りまして、適正公平な課税の実現に努めてまいりたいと考えております。

○日野委員 お話を聞いておりますと、かなり専門的な職種が必要である、専門的なスタッフが必要であるということでございます。国際税務専門官であるとか、情報技術専門官であるとか、こういう人たちが要する。

そして、これをずっと捕捉していくためには、やはり今行っている方法というのは、ホームページを一つ一つあけてみて、それぞれのホームページをずっと見るというような作業も必要なんではないでしょうか。

そして、私は、こういうことというのは、ホームページをずっと見て、それから税金の申告書等を頭に入れて、それを見て、そして最終的には、勘と言うとあれですが、ひらめくもの、これが必要だと思ふのです。そのひらめくものをいかにして身につけて、身につけている人をふやしていくか、これが大事な観点だと思ふのですが、どうですか。

○村上政府参考人 確かに、国際化とか高度情報化、これは通常の税務職員の一般的な知識より、やはり長い経験と高度な知識を要するのだらうと思ふ。したがって、そういう職員を育てていくためには、やはり一定のポストを要するかと思います。

そういうことで、いろいろ関係御方面の御理解をいただきまして、国際調査専門官であるとか、それから機械の関係はIT専門官、情報技術専門官と言っておりますが、一応十三年度予算におきましてはそういった増設をかなりお認めいただいているところであります。

今後とも、そういった機構の整備を含めまして、人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

○日野委員 結局、そういう人材を育てなくちゃいかぬ、そういう部門に人を配置していかなくちゃいかぬ。現在の人員では不足だというふうには思ふのです。

その点については、あなたは直接お話しできにくいであらうから、大臣なり副大臣なりにそこはひとつ、できれば大臣の方がいいのですが、大臣は今資料を見ておられるようだから、では副大臣、どうですか。やはりこれは必要だなどという御感想をお持ちじゃないですか。もし大臣であれば大臣の方がよろしいです。

今ずっと、Eコマース、電子商取引なんかについてどんな仕事をしておられるかについて聞いたら、やはりかなり専門性の高い、そしてかなりの数の人員が必要だ、そこまで言ったのじゃないです。私が推測するところ、これはかなりの数の人員が必要だと思つたのです。大臣、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 中でもいろいろやりくりをいたしました。また商社等々で実はそういう方のエキスパートが退職、離職をして、もらいたいという人があったりすることもあります。そういうのが、定員の問題がございまして苦んでおります。よう、再々のお話で、私どもも一生懸命努力をいたしたいと思ひます。

○日野委員 時間がなくなつてしまひまして、実は私のメモによるとまだ半分までしか聞いていないのでございますが、今度はこちらと租特の問題についてお話をしたいと思ひます。

租特を見ますと、延長、三年延長、いつまで延長、そういう字が並んでおります。租特で一番問題なのは、やはり特別な措置だとしてやつたのが既得権になつちやう、これが私は一番嫌なところだと思ひます。

それに、私が気になるのは、株式譲渡益についての申告分離課税の一本化を平成十五年四月一日まで二年延期、その間は源泉分離課税制度を存続、この分離なんというのは随分議論をして議論をして、そして結論を得た話だ。それが何で二年間延長になつたんだ。そんなふうには思ひます。

どうでしょうか、大臣。やはりこの租特なんというものは、もう一たん決まったらきつと決まったこととして処理していかないと、本当にこれは既得権になつて、また延期だ、また延期だ。そのたびに党税調の方には業界がわあつと押しつけてきて、ではあなたの持ち時間三分とか、あなたには会う時間三分しかないよとか何とか言いながら、ろくに話も聞かないでいろいろなことを決めていくわけですね。

私は、こういう既得権化していくような物の考え方というのは全然いただけないと思つていますが、どうお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 租税特別措置法の規定の中には、要求官庁が大抵ございまして、新しいものをするときは古いものはもうここでやめようといったような苦勞はいろいろしておるらしいのですが、サンセットというように、しかし、やが既得権化しております。

時々、何年かに一週全部洗い直そうということをやっておりますけれども、まさに既得権化しているという御批判にはなかなかきちんとお答えしにくい。見直しをやはりある時間のときにしなきゃいけないということは、そのとおり私も思っております。

それから、株式の問題は、結局二年間延期をさせていただいた。経済状況あるいは市場の状況

等々からそういう声が強かつたと申しますか、税制調査会などでもこの際やむを得ないかというところでやっていたわけでございますが、ごらんになる立場からいへば、これも問題があるという御批評はあるかと思ひます。

いづれにいたしましても、既得権化することはなるべく、租税特別措置の対象を見直していききたいと思つております。

○日野委員 では、今度は柳澤大臣に伺ひます。先ほどから話題になつてゐる直接償却の問題であります。

これまで、やはり中小企業に対する融資、中小企業金融、これにはかなり力を入れてきた。失敗もあつたろうし、こんなことでいいのかなと思ふこと、これも随分あつたです。しかし、流れとしては、中小企業にできるだけ金融を得させようという流れがあつたことは間違いない。ところが、今度、柳澤大臣が直接償却を中心というふうなお話をされて、これは中小企業金融に対する流れを変えるものなのかどうか。いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 一九九八年の、平成十年の十二月の十五日に、金融再生法の施行のもとで金融再生委員会が発足を見ました。そのときに、金融再生委員会の二つの仕事のうちのひとつであるところの資本注入につきまして、資本注入の要件というものをご告示させていただいてゐるわけでございます。

そのときに、資本注入のされる金融機関においては、これは金融の疎通に特段の意を用いるようにということが当然うたわれているわけですが、その中でも特に中小企業に対しては、これは原則としてその融資残高が増加するようにということとがうたわれておりました。その告示のもとで、健全化計画においても我々、現在金融庁にその仕事を引き渡されておりますけれども、その金融庁に提出をされる健全化計画においても、特にそのデータを徴求して、それがパブリックプレッシャーのもとに置かれるという仕組みになつてゐる

わけでございます。

このように、今先生御指摘のとおり、このところ政府の中小企業金融に対する施策の方向というのは、例の信用保証協会の特別枠の設置にも明らかに、非常に力点が置かれているというところは御指摘のとおりでございます。

そういう施策の方向と、今回の私が呼びかけさせていただいておりますいわゆる不良債権のオフバランス化はどのような関係があるか、こう言ってお問いただされるということでございますが、これについては、私も、中小企業を除外することまでここで言い切るということとはできませんけれども、しかし、私どもの今求めている不良債権のオフバランス化の対象として考えられている分野に、中小企業が大きなウェートを占めているというようなことは毛頭ございません。

それは、もうかねて申し上げておるうちに、今度の私どもの施策の中心に考えておりますことは、企業の中でいわゆる収益を稼得するところの稼働部分と不稼働部分を分けて、不稼働部分の整理をしてもらう、それに伴って金融機関がどのような協力をするかということでありまして、勢い、そういう一つの企業の中の事業について二つの分野に分かつことができるような企業ということ念頭に置いておるということからも、御理解賜れるのではないかと、このように考えます。

○日野委員 今の答弁には実は問題があるんですね。金融機関の全体の不良債権、これ、柳澤大臣が言われるように、六十八兆円と置きましようか、我々ももつと大きいと思っておりますが、そのうち直接償却によって処理されたのは五十四兆円、こうなっております。しかし、これは金融機関の大きいところが中心になつておるわけですね。ところが、中小企業は大体地銀以下なんです、借りておるの。ですから、私は、今柳澤大臣が言われたような安易なものではないと思つてます。

それで、もう時間が終わりましたから、この問題はまた別の機会に回さざるを得ません。一つだけ。私は、NPOというような団体とい

うのは、これからの日本のこの閉塞状態、これを切りかえていく大きな役割を果たさだろうと思つてありますから、私は、このNPO税制について出されておる野党案、これは非常に高く評価するんですが、一言感想だけ。

○山口委員長 時間が過ぎておりますので、簡潔に。

○河村(た)議員 確かに今度の与党の案は、NPOを支援してずっと活動してもらうという方じゃなくて、厳しい試験、苦難を与えたというふうになつておりますけれども、一番中心にあるのはやはり、とにかく、これは国家観にかかわることなんでしょう、要するに公益国家独占主義ということなんです、今のところ。要するに、公のものは全部国家がやるんだということ、大蔵省なり。だから自民党、頑張らにやいかぬのですよ、自由主義の思想からいうと。だから、二十一世紀を管理の国にするなら、どうぞやってください。自由の国家にするなら、やはりこういう公益的なものも民間が判断していく、そして役所は後でそれをアジャストしていく、そういう立場にならぬと、財政政策も誤りますよ。

そんなことで、管理が自由が問われておる非常に根源的な法案である。そして、私どもの野党の出しておる法案は自由を求めた法案だということをおきまつておきます。

以上です。

○日野委員 終わります。

○山口委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時四分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

ちよつと風邪を引いて、声が汚くて申しわけないと思つて、よろしくお願ひをいたします。

午前中の質疑を聞いておまして、直接償却、間接償却のお話が一つの焦点になつておりましたので、私もこの問題をまず最初にちよつとお尋ねしておきたいと思つてます。

柳澤大臣は、償却の仕方、処理の仕方には直接と間接があつて、日本は伝統的に引当金を積んでこれをやるという知恵を働かせてきたんだというふうな御答弁が以前はかなり多かったわけでありまして、ここへ来て、直接償却に重点を置こうという決断をされたかと報道されております。それに対する政府内からの反作用もあつたようでありまして、私は、この際決着をつける、できるだけ早く不良債権を金融のセクターからオフバランス化するというところに賛成をするという立場で御質問をいたしたいわけでありまして、これはやはり一つの政策転換だろつと思つておるわけですが、そういう御認識は、お言ひになりたくないとは思ふんですけれども、お持ちかどうかというのをお尋ねしたいと思つてます。

○柳澤国務大臣 かねて申し上げておりますとおり、引当金による処理も一つの処理である、言葉によつては立派な処理であるというふうなことも言ひ得るかと思ふんですけれども、このところ一連の御質問でお答えいたしておるような考え方を持つてこのオフバランス化を、もう少しこれに力を入れていくということで進めるべきではないか、こういうことでございます。これが政策転換というふうには評価されるかどうかというのは、私は、そういうことをする方に対してそれをいけな

いとか何とか言う立場にはないと思つてます。

自分自身はどう考えているかといへば、これは重点の置き方、かねて重視したらどうかということとを申し上げておるんだということとを申し上げておる次第でございます。

○五十嵐委員 これは、立場の違いと申しましようか、私どもの方は、いわゆるちよびちよびと償却していくのではなくて、かなりハードに償却を

進めなければこれは日本の経済全体にとつて薄が残るんだという言ひ方をしてまいりましたから、これは大変歓迎すべき政策転換だとはつきり申し上げたいわけでありまして。銀行の中に不良債権を残すのは金融機関の経営、運営にとつて効率的でないというのが一つでありまして、また、予算委員会でも私が述べましたとおり、さまざまな副作用、毒をもたらしていくということを指摘させて

いただいたわけでありまして。

そうすると、過去の話でまた恐縮なんですけれども、ソフトランディング路線といひますか、じっくり時間をかけてやつていくのではないかと、いう考え方が一方にあつて、それを特に与党の今の政調会長の亀井さんが強く進められてきた。特にペイオフの延期という問題について、私は、この際、この時点で評価をし直しておく必要がある。

なぜなら、また再びこのやうなことがあつては困るからだ。それはしないんだということは柳澤大臣からもお聞きはしているわけですが、改めてここで、ペイオフの延期は何だつたのか、あのペイオフの延期をしたことによつて金融業界の我が国でのリストラがやはり緩んだ、私はそう思ひます。そして、モラルハザードがやはり生じてきたということも感じております。ペイオフの一度決めたことを覆したという国際的な評価という問題もありますし、ペイオフを延期したというのの弊害、そして現時点でこれから先ペイオフの再延期をしないという決意というものの、評価と決意について、もう一度柳澤大臣から伺いたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 ペイオフの延期につきましても、これはもう特殊の事情があつたというふうには申し上げたいと思ひます。それはもう先生つとに御承知のとおり、信用組合の所管が都道府県から国に移管された、そして初めて国の手による直接の検査が行われたわけですが、当時の状況からいって、また、現に今の時点からいひましても、これを完全に終了をして、そして一定期間の猶予を与えて、もしそういう信用組合が存在するとすれ

ば、これはもう特殊の事情があつたというふうには申し上げたいと思ひます。それはもう先生つとに御承知のとおり、信用組合の所管が都道府県から国に移管された、そして初めて国の手による直接の検査が行われたわけですが、当時の状況からいって、また、現に今の時点からいひましても、これを完全に終了をして、そして一定期間の猶予を与えて、もしそういう信用組合が存在するとすれ

ばその人たちに資本増強その他の所要の措置をとるだけの時間を与える、これが現実的にはできなかった。

そして、では信用組合だけのペイオフ延期というのは考えられないかといえ、それは、信用組合だけが非常に弱い金融機関でございまして、いろいろなことを公開するような話になりはしないか、こういう懸念があつて、それでは全体のペイオフ延期をせざるを得ないのではないかと、このことで、その決断が行われたということであろうと思ひます。

しかし、それがどういふ影響をもたらしたかといふこと、これはなかなか言ひがたい面があるかと思ひますけれども、私は、あえて申し上げます、今五十嵐委員の指摘されたような面も必ずしもなかったといふ切れるものでもなからう、こういうように率直に言つて思ひます。

今後のこととて、ございませうけれども、これはもう、一般の企業が債務超過に陥つたときには、バランスシートの負債側に立つた人たちの資産と申しますか、そういうものも適切に金額の削減が行われてバランスが回復する、こういうことで処理されるということでない限り、だれかがそれを穴埋めしなきゃならないということになれば、それは国民の税金だ、こういうようなことがいつまでも続くといふようなことは、それはもう考えられないこととて、ございませう。

そもそも、そういうことが考えられた九八年の金融国会での御決断も、恐らく個別の金融機関の問題ではなくて、これはもう金融システムの全体の問題になる、ひいては国際金融市場を通じて世界に迷惑をかける、したがつて、これはそういう臨時異例の措置をとらざるを得ない、こういう考え方における決断であつたと私は受けとめておるわけとて、ございませう。

そうであるとなれば、そういう状況が来年の四月といふか三月末のころにあるだろうかといふことをちよつと考へてみますと、そういうことはないであらう。したがつて、ペイオフの禁止の延期

といふか、そういうようなことが考えられる情勢には到底ならないだらう。私は、ペイオフの禁止延期はない、このように確信をしてゐるわけとて、あります。

○五十嵐委員 借金、信組が比較対的に弱小な金融機関だといふのは、これはもう周知の事実でありますから、私は、何もペイオフを一斉に延期しなくてもいろいろな方法があつたんだらうといふふうにならうと思ひます。

それで、先ほどもありますけれども、直接償却といふことになりますと痛みを生じるといふおそれがある。これはおそれには確かにあるんでしようけれども、私は、日本の世界では、過剰に、倒産、清算といふものに対する悪いイメージがつき過ぎている。実態的には、大臣もおっしゃいますとおり、倒産しても必ずしも全部が消えてなくなる、全部が唐草模様のふろしきをしよつて逃げ出すといふ話ではなくて、それは従業員の手によつて、あるいはその他の債権者の手によつて、もう一度いい部分については事業が続いていくといふものもたくさんあるわけでありまして、清算が必ずしも悪いといふ話ではないんだらうと思ひます。

現に、北海道拓殖銀行、これは清算をされまして、北洋銀行に優良な銀行として今有名だと私は認識をしてゐるわけでありまして、拓殖から北洋銀行に移つた行員の皆さんの中にも、早くうみを出せばよかった、無理してじたばたしない方がかえつてよかったといふ声もあるようでありまゝ。あるいは、ツ・ビッグ・ツ・フェールといふことで、大き過ぎるから、昨年のそこはつぶせないといふお話があつて、そこに債権放棄しようじゃないかといふ話がありました。あの大きなそこがつぶれたら、もうばたばたと連鎖倒産のあらしで大変なことになるといふような心配の声も出ていたわけですが、実際にはそれはなつていないと私は思ひます。むしろ、過剰に清算あるいは法的な処理といふものを忌避する、怖がるというのは私は当たらな

いと思ひます。出すべきうみは早く出す、よい事業、よいものはきちんと早目に残すといふことの方が経済全体への痛みが小さいといふふうに思ひます。その点について、直接償却に重点を移すといふこととの関係で、柳澤大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○柳澤國務大臣 今度、私も、オフバランス化といふ手法をも少し重視して、これを運営、運用すべきである、こういうことを申し上げてゐるわけとて、率直に言つて、その場合でも、これはもう倒産であるとかあるいは清算であるとかといふ言葉が、法律の専門家同士でしたらもうちよつと、より厳密な意味での意見の交換といふかそういうことにならうかと思ひますが、私もそれほど法律、それほどというか、法学士ではありませんけれども、全く法律の専門家といふものの中にも二つある。再建型の倒産法制と清算型の倒産法制があるといふこととて、ございませう。私どもとしては、法的な処理ではないんですが、気持ちといふか何といふか、心構えの問題として、やはり再建型の形に近いものを想定してゐるといふふうにならうと思ひます。

今先生は、清算の方は、清算をしてもその問題は起きないんじゃないかといふふうにおっしゃられたわけですが、私どもの経験で、よく破綻金融機関の債務超過の金額が、検査のとき、それから破綻をしたときのバランスシート、さらに現実に清算が終了するときの時点の金額とを比較すると、もうすこし懸隔が生じていて、増大する、こういうこともあるという経験からしますと、やはり清算といふのはかなりの財産の毀損が生ずるといふことは、これは否定できないと考へます。

ただ、もう一つ、先生のおっしゃることに私もある程度賛成だといふ気持ちとて、ございませう。は、失敗といふものに対する日本の、あるいは日本社会におけるある種の独特のセンチメントといふのは、やはりこれから改めていかなきゃいけな

いんじゃないか。特にベンチャービジネスなんかの例を考へますと、失敗こそこれからの糧であるといふふうにならう。そういう気持ちで社会にあるといふこともありますので、私どもとしては、やはりそういうこともこれから踏まえて対処していかなくちゃいけない、このように考へております。

○五十嵐委員 そのとおりなんだと思ひますね。日本では、一度倒産をさせてしまつともう人間失格であるかのように決めつけられる。また日本の、私は不自然な金融慣行が、命を代償として生命保険でしりぬぐいをするといふようなこと、あるいは無限責任であるといふところへ持つていかれる。これは、やはり金融慣行あるいは金融のシステム面から直していくべきことで、失敗をしてもチャレンジをする精神を持つ人からは再起をさせるといふ仕組みを日本全体としてつくらなければいけないんだらう、こう私は思ひます。

そこで、本題の公債特例法案についてお尋ねをしていかなければならないと思ひますが、不良債権ならぬ不良債務を大量に抱え込んでしまつたのが我が日本国であります。宮澤財務大臣は、国債をこれだけ発行しても金利が一・三あるいは一・四といふところにとどまつていて上昇しない、だから大丈夫だといふニュアンスのお話をされてゐるわけですが、私は、国債の金利がこゝまで発行しても上昇していないのは、むしろ今だからこその幸運ではないかといふふうにならうと思ひます。

一つは、アメリカが財政赤字に転換をいたしまして大幅に国債を発行するといふ状況にない、そうすると、先進国で投資家たちは、ポートフォリオで、国債を何%、社債を何%、株式を何%という形で保有をする。国債は、一定程度先進国の国債を買わなきゃいかぬ、今出てゐるのは日本だといふ形で、余りおいしいとは思ひませんが、日本の国債を買わざるを得ないといふものがある。

また国内では、これは、社債が安い、株式が安い、トリプル安の中で、比較の上での安全債権としての国債に、ある意味では人気が集まる。これは決していいことではなくて、一つには、運用先がない、いい運用先を見つけれないという日本の金融機関の金融技術のつたなさというものがそこに向かわせているということがあるんじゃないかと思うわけでありまして、一朝これが変化があれば、やはり、これだけ大量発行していけば、国債は金利が上昇していく、長期金利の上昇を招く、そして、国債の負担は我が国にとつてまた急激に重くなるという可能性があると私は思うんです。今低利から大丈夫というお話は、それは大臣の立場からはそう言わなければならぬのかもしれないんですが、今の恵まれた条件のもとの安定であるというふうな考えについてはどうお考えか、宮澤財務大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○宮澤財務大臣 現状は、五十嵐委員のおっしゃいましたとおりでございます。こんなふうだから大丈夫だと、余り自慢げに言つた覚えはございません。

○五十嵐委員 それから、これは必ずの勘ぐりと云われるかもしれないんですが、昨年の十一月には、六千億ばかりの国債を発行したと思ひますけれども、十年債を出すことができなかった、あるいは出さずに五年債、二年債といったもので出したんですが、やはり入札は非常に安い利率でありました。

これは主に農林系が出動したというふうに言われておりまして、そのうち四千億程度、農林系が引き受けたんではないか、こう言われているんですが、これは、旧大蔵省、今の財務省が農林系に頼んだということがあるのかな、そういうことも考えているわけですが、そういう事実があったのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 ちょっと知っている者がございませぬが、私は、どうもそういうことを存じませぬでした。

○五十嵐委員 かなり安い、驚くような安い利率での入札があつたわけですね。これは農林系だ。ただ、農林系自体がまさしくちょっと問題のある金融機関でありまして、その融資能力に疑問符がついている。安全債権としての国債をかう以外に運用先を見出せないということがあるのかもしれない。

ともかく、国債は、ここまで累積が積み上がつてしまつたと、やはり危険が、リスクが相当な勢いで大きくなつてくる。やはり、国債管理、公債管理という考え方を私は持つてこなければならぬんじゃないか。

これは、私どもの家計でいいますと、年収に対してどのぐらゐまでの借金だつたら大丈夫というような感覚になるわけですから、国についても、今までは赤字公債はだめよという形での管理はありましたが、この歯止めがこの法案であるように解けてしまつた以上は、別の目標的なものをやはりある程度考えるべきではないか。その上で、マーストリヒト条約における限度、パーセンテージ、これをやはりひとつ参考にすべきではないかと考えるんですが、国債のストックとしての累積、これはどの程度までならハンドリングの自信があると財務大臣はお考えになるでしょうか。

○宮澤国務大臣 本来であれば、五十嵐委員のおっしゃいますようなことについて、具体的に回答を申し上げなければならぬのだからと思ひますけれども、大変正直を申しまして、今の我が国の財政は極めて余裕の乏しい状況でございます。けさ方も日野委員に申し上げました。とにかく次の年度は前の年度より少しも減らそうぐらいなことがせいでございまして、GDPの、あるいは何かの比率で、これ以上国債を出すことは本当はやめた方がいいといったようなことの裁量がなかなかできないような我が国の現状でございます。

したがつて、発行につきましては、できるだけ市場の様子を見たり、また、比較的受けのいいものを出したり、毎月の発行をどのぐらゐにするか

とか、いろいろその程度の苦労はいたしますけれども、やはり、全体としては余裕のない国庫の状況でございます。

ただ、幸いにして、一番最近の十年債は一・四のクーポンレートでございます。きょうの午後の利回りは一・三何がしてございまして、これは株式の関係があつたりいろいろなことで、大して自慢して申し上げられることではございません。国庫になかなか余裕がないというのが現状でございます。

○五十嵐委員 それでは観点を變えて、ユーロが各国の財政赤字の水準を定めているということについて、マーストリヒト条約は、これはよその国のことだから関係ないとおっしゃるのか、それとも、あれはあれでそれなりに考えられた数字だと思われぬのか、あるいは、日本がヨーロッパにあつたならユーロに入れないということを考えて、ある意味我が国にも一定のそれは影響を及ぼす数字であるとお考えになるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 マーストリヒト条約があのような形で実行されたことは、正直を言つて極めて印象的なことでございまして。イタリアまでがああいうことでやれるとは、正直思つておりませんでした。また、実際にどういうストーリーがあるのか、時間がたつてみるとわかると思ひますが、これはこれで、何としても立派なことであつたと思ひます。

きょうは九十一セントぐらゐでございますから、最初に入りましたときに一ドル十七セントかその辺だつたと思ひますので、去年はいつとき随分悪口を言われましたが、しかし、ここでやはり九十一セントとかその辺で、ことし、この間G7がございましてはユーロは大変に勢いのいい感じでございまして、よくやつてゐるというふうに思つております。

○五十嵐委員 ちょっと質問とお答えとがずれてゐると思ひますが、大した問題ではないので、先に参ります。

以前は、大蔵大臣も、景氣をよくすることがまず先、いわゆる二兎を追うか一兎を追うかというときに、盛んにまず景氣が大事だとおっしゃつていたわけですね。特に、先ほど私が名前を出した亀井静香政調会長は、これはもう完全な一兎論でありまして、景氣がよくなれば幾ら借金したつていいのだ、景氣がよくなれば返せるのだからというお話をされておりました。

しかし、宮澤大蔵大臣は、国会での質疑の中でも、景氣がよくなつて、例えば巡航速度と言われるGDP二%成長といった程度になつても、税収は、弾性値一・一あるいは高く見て一・二と計算したとしても、これは税収の伸びが一兆円とか一兆二千億とかせいぜい一兆五千億という数字でありますから、これはとても、この間、一年半なりこの二年の間に発行した新発債の金利を賄うというほどの税収にもならない、税収増に結びつかないということも宮澤さんはおっしゃつていたわけですから、どうも党の方は、与党の特に自民党さんの方は、とにかく景氣をよくすることが先だ、景氣がよくならさすればどうにでもなるのだというニュアンスのお話で、大型公共事業に突つ走られた、これがこの一、二年の間にとんでもない公債の累積を招いたと私は思つておりますけれども、ここへ来て、政府の方も、財政再建に少しづつ軸足を移さなければならぬのかなというふうな発言が始めました。

そして、公明党さんとのやりとりの中で、財政再建に入るのは二年後からだというような答弁もあつたかと記憶してゐるのですけれども、その辺の整理をもう一度お願いをいたしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 こういう財政状況は終始心配をいたしております、もういつでも再建にかかりたいという気持ちでずつと参りましたが、しかし、自分の、国庫の税収がどのぐらゐあるかということが見込めないようでは再建には入れないなと思つておりまして、何年か、実際、当初の税収見積もりが歳入欠陥を生じてまいつたわけござ

います。
今度、初めて、いろいろ事情はございましたけれども、法人税を中心に純増が出るような形勢、状況でございますから、これならば、こういう調子を維持できるかどうか。

もう御存じのように、要するに、どうして企業活動が家計の消費につながらないかという、過去における不況脱出のときとパターンが違っているというのが申し上げるまでもなく一番の問題なわけでございます。したがって、それへの対応が、公共事業をたくさんふやせばいいのか、そうではなくて、それ自身、やはり雇用環境というものが、アメリカがレイオフで済ますところを我々はやはり長い間の雇用関係がここで変わってくる、それなりに時間がかかるということであるのか、その辺の判断がなかなかつきにくうございまして、御審議いただいております予算にも、公共事業準備費三千億円という、ちよつと中途半端ないわば用心をしておるようなこととございしますが、ともかく、ゼロ成長というようなことからは抜け出さうだということとございします。

それで、そのお話のことが本体ですが、私は財政再建というのは、無論財政だけのことでなく、税制もあるし社会保障もあり、中央、地方の問題もあり、なかなか社会保障というものが大きいわけでございますから、本当に再建をするためにはそれらの問題を全部同時に、サイマルテニアスにシミュレーションをして答えを出す以外にない。一つ一つの問題に都合のいい文章を書いてみても、結局ばらばらになってしまいますから、苦しくても負担と給付というものをどの水準で選ぶかということにするしか方法がないだろうと実は思っております。

それで、かねてそういうことを思っておりますが、今度、経済財政諮問会議ができてまして、ここで正式にマクロモデルをつくつてもらうことになりました。このノウハウは前から経済企画庁が持っておりまして、今度、新鋭の研究所長もアメリカから帰つてこられて早速そのことに着手を

していただくことになりました、一番実用的といえますか、当面役に立つモデルでもやはり数カ月かかるそうでございます。したがって、夏過ぎかその辺になります、それでシミュレーションをすることになってまいらうと思ひます。

そのときの経済状態がちよつとわかりませんけれども、仕事はそういうふうな進行をしております、そのシミュレーションの結果は、どうしてこれは恣意的でない答えになりますか、いよいよ国民的な選択をお願いしなければならぬということになりまして、それは政治的には非常に厳しいこととございしますけれども、どう考えましても、これだけ債務が多うございしますと、これ以外に将来にわたつての解決策は見つかりそうもないと思ひますので、そういう腹づもりでございます。

○五十嵐委員 たくさんのことをお話をなされたわけですが、その国民的選択を迫る時期というのはいつになるのですか。

○宮澤国務大臣 それがたまたま申し上げましたこととございしますが、シミュレーションそのものは恐らく年内に可能であるわけですが、経済の運営そのものがそれを可能にするような、いわばやや順調であるかどうかという、そこをまた考えなければならぬ問題はございします。しかし、問題は、その時点でだんだん明らかになってございするを得ない。

○五十嵐委員 そうすると、今の景気状況が好転しなければ踏み切れないというお話ですか。

○宮澤国務大臣 それはつまり、こういうこととございします。

財政再建を議論するのであれば、税収はどのぐらいあるのか、この見通しが大体立ちますと一からスタートできないことになりまして、まあもはやそういうことはなからうとは思ひますものの、毎年毎年歳入減が立つておつたのでは、これは計画が立たないというふうな考えざるを得ないのでございしますから、それを申しております。○五十嵐委員 ということは、一定のGDPの成

長率があつて、それが落ち込むことはないだろう、すなわち、巡航速度で年率一%なり二%なりあるいは三%なりというところで続く見通しが立たなければ財政再建に踏み出せないという解釈でよろしうございしますか。

○宮澤国務大臣 そう申し上げましたら、また余りに厳しい話になりますので、たまに何かがあつても、もうマイナス成長というものは脱出できな、こういうぐらゐのことははつきりしないといけないと思ひます。

○五十嵐委員 それから、家計収入がなかなか思ふように伸びてこないというところで、必ず大臣は、アメリカはレイオフで、だけれども日本はできないから、そして厳しいリストが行われていくというお話、アジャストするのに時間がかかっているんでというふうな、ちよつと私にはわからない話なのでありますが、つまり、企業収益は上がつてきていますね。家計収入も昨年は実は伸びていくはずであります。そうすると、それが消費に向かわないというところが問題なのであつて、レイオフをアメリカはやるけれども日本はやれないから個人消費に火がつかないのだというお話は、ちよつとどうかかなと思ひます。むしろ、公共事業をこんなやつていくのになぜ景気がよくならないのだということについては説明ができるわけでありまして。

これは、私というよりも私の身の回りの中小の建設業者の人でもう大分わかっているのですけれども、国は、大型公共事業だとビッグプロジェクトをいっぱいおやりになる。しかし、それはほとんど大手のゼネコンに対する発注でありまして、大手のゼネコンは過去の痛みがありますから、利益をとるだけとて下請に回すわけですから、利益は全部銀行にお返しになってしまふ。いわゆる政府支出は出ているけれども、上澄みの部分でどこかへ消えてなくなつてしまつていてお金が回らない。

これはもう明らかなことでありまして、それどころではないのです。バブルのときに建設、不動産業界は非常に膨らみまして、過当競争であります。過当競争でありますから、苦しくなるとむしろ赤字を覚悟で受注をしよう業者が出てくる。そして、大手のゼネコンも相当苦しいところが出てきていますから、大手のゼネコンは全くもうけを渡さない形で下請に出すばかりでなく、今までは中小ゼネコンや地場の産業に任せていた小さな仕事にまで大手のゼネコンが出てきているんですよ。

ですから、むしろ、本来中小の建設業者さんたちが利益を上げるべき分野も大手のゼネコンに奪われていつている。そして、その下請で本当にかつかつた赤字覚悟の仕事を受けさせられている。ですから、十分に職人さんたちにお金を、給与を出すわけにもいかぬということで、これは幾ら政府支出をしてもお金が家計まで流れ込んでいかな、貨幣の流通速度は増えないということになっている。

中小の建設業者の人までもが、もうつぶれそうになつたゼネコンを国のお金で助けるのはかえつて迷惑だからやめてくれと言つていふんです、実は、ゼネコンがつぶれると連鎖倒産が起きるから大変だというけれども、そうじゃないのですよ。むしろ今、中小の下請の方が、危ないゼネコンを選んでいる時代でありますから、危なかつかくて受けたくないと言つていふんです。これはむしろ、ゼロ金利でなければ生きられないようなゼネコンには早く競争市場から退場していただいで、健全な資力、財力、技術力を持った企業にきちんとした仕事をしよう、そのことの方が景気をよくする近道だろうと私は思ひます。

それから、そもそも論でありますけれども、景気対策を公共事業、政府の財政出動で賄うという考え方は古い、これはもう欧米でもみんなそう言つていふわけです。それで、自民党の皆さん方と私が食堂で会つても、ベテランも若手も限らず、もうそういう政策は、フィスカルポリシーは古いよねという意見を言われる方が多いわけです。あるいは、財務省の若手の官僚の皆さんと話して

も、そう言う方が多いわけです。

こういう財政政策に頼り切りの景気対策というのはやはり問題が多いと思わざるを得ないわけであり、また、このケインズ政策といふように、これに特に御党の、与党の政策責任者が寄りかかり過ぎてゐるその姿勢について問題はありやしないかということをお尋ねをしたいと思います。

○宮澤内閣 そういう反省はいたしております。このたび、今御審査いただいております予算案の中で、いわゆるこれからの課題、ITでございいますとか高齢化社会であるとか、あるいは都市問題であるとか環境であるとか、その四つの項目を新生政策の目玉にしておりますが、この合計が大体四兆円でございますので、九兆四千億円の公共事業費のほぼ四割がそこへ集中しております。これは今までになかったこととございまして、他方で、従来やっております公共事業も中断を決定いたしましたものが二百七十幾つかあるというようなことで、そういう反省は私も随分いたしております。なお、二十一世紀に向かつてのインフラストラクチャーというものはやはり整備しなければならぬということは事実だと思っております。

公共事業と雇用との関係はいろいろございまして、けれども、殊に地方におきましては、やはり公共事業というのが雇用にかなり効果があるということとは事実だと思っております。その辺も、同じことをやっておったのではないということとは十分反省はいたしております。私が先ほど申し上げようとしたのは、これはグリーンズパンがよく言うことですが、いわゆるIT革命というのは人間がやっていることをかわりに機械がやることだ、したがって、その人間をどうするかというのが一番の問題だということをおっしゃる言つてしまつて、アメリカの場合はレイオフでそれが解決されているということでございますが、我が国のような場合には、そういう本当にITというものが半恒久的な革命であるとするれば、労働の事情というのはそこらややはり変わらなければならないのは当然なことだと思つております。

余りこういうことを言う人がいないねとおつしやいます、そうかもしれません。しかし、私は見てゐまして、確かに終身雇用だとか年功序列だとかいうことは変わりつつございまして、それから、常雇用がそうではなくてパートになつていくとかいろいろなこともございまして。そして、企業の収益は確かによくなつておる、これは明らかによくなつておりますが、この間の年末のボーナスは一年前に比べると労働者の調べでは〇・七％、一％に満たないぐらいであつたというようなことをいろいろ考えてみますと、なかなか普通の不況から脱出しますときの企業活動が家計に及ぶというパターンが、どうもそのようにできていない。

家計の収入はふえているんだらうとおつしやいましたが、実は、このところが統計が一番正確かなとございまして、各月を見ていまして、順調にふえているというようにはどうも見ておりません。そして、限界消費性向が月によつて下がつたりしておりますので、両方掛け合わせますと結局消費はゼロというような答えになります。ただ、家計以外の分野で、自動車や売れたとかそういったようなものが助けになつておりますけれども、どうも基本になる家計そのものは、いわば横ばいという状況が続いておるといふのがききうまのところでございまして。

どうしたらそれに、どういう政策が一番いいのかわ。無論、ミスマッチとかいうようなことはございまして、そういうことは労働省でもいろいろやつておられるわけですが、家計のそういう慎重な態度というものがなかなか変わつてこないというのが今一番悩んでおるところでございまして。

○五十嵐委員 四兆円を新型の分野に向けているというお話ですが、私どもが見るとどうもITというのでもまづつて、ちよつと道路の下を掘つて

光ファイバーを何かにくつつけてやる、これはITだというような形で、昔ながらの穴掘り仕事まで全部ITにしているんじゃないかというようなこともあつてあります。

かつては公共事業が効果があつたというのは、救済土木事業にあらわれますように、手作業でやる小さな仕事に多く振り向けられたから乗数効果が高かつたんだらうと思つて。今や巨大な国家的なプロジェクト、機械に仕事をさせるような分野にこれが特化していくものですから、なかなか先ほど言つたような乗数効果が生じないという部分もあるわけですね。

私も、何も全部公共事業が悪いと言つていゝわけではございません。私たちの周りで本当に経済的に効果を発揮する効率的な社会資本の整備を優先的に進めていくべきだ、こう申し上げてゐるわけであつて、住む人間のそばで見つかる仕事をまず優先してやる、小さな公共事業を先に優先することの方がむしろ有用ではないか、効率的ではないかと私は思つてあります。

それから、先ごろの予算委員会の私の質問でも、ちよつと橋本内閣のときに年金の五つの選択肢というのが示されて、主に推奨するものはわかつていたわけですが、そしてその半分が実現をいたしました。すなわち、段階的な支給開始年齢の引き上げ、そして支給率のダウンというものは、年金法の私どもは改善と言つておりますけれども、実現をいたしました。しかし、残りの半分、保険料率の引き上げの方もその中には入つていたわけですが、それはまだ凍結をされた形になつてゐる。マクロ経済モデルをつくるんだとおつしやるわけですが、そのときの議論でも橋本さんは、確かにあの五つの選択肢を示したのが消費性向に影を落としたという答弁をあのときされました。

ですから、消費が進まない大きな原因の一つは、やはり将来に対する国民の不安があるというのは間違いないことである。その将来に対する不安、これはいろいろな分野にわたるわけですが、

けれども、将来消費税がうんと上がるのではないかと、この一つの不安であります、あるいは年金、医療保険が持続をするのかというところに対する不安が強いんだらうと思つて。ただ数字をモデルとして示すというのではなくて、やはり方向性はもう既に五年も前に選択肢として示しているわけですから、そろそろこれは方向性を示した上で国民を説得するという作業に入らなければならぬ時期なんだろうと思つて。大臣のおつしやるマクロ経済モデル、ただ中期展望のように機械的に計算するだけではなく、あるいは幾つかの選択肢を示すのではなくて、こういう方向でやりたいんですけれどもこれはどうしようかという方向がやはり示されなければならぬと思つて。厚生労働省、おいででしょうか。あの年金の五つの選択肢のモデルというのは一体どうなつてしまつたのか、今現時点ではどういうふうな考へてゐるのか、お答えをいただきたいと思つて。○辻政府参考人 この五つの選択肢の前提でございまして、公的年金制度の財政方式の考へ方でございますけれども、これは、現役世代が納付する保険料が高齢者世代に回るといふ世代間扶養の仕組みを基本といたしまして、ただ、高齢化が進みますので、急速に将来世代の負担が上がつていってはいけないということで、相当な積立金を保有しながら段階的に保険料を引き上げる、こういう財政方式を前提にして成り立つております。

このような財政方式を前提に五つの選択肢で給付と負担のバランスをどうとるかということをお示して、それに基づきまして、その中のいづれ一つのケースをチョイスいたしまして、昨年の三月に、将来世代の負担が過重とならないように、しかし確実な給付は確保するというような考へ方のもとで、その五つの選択肢を出した上で年金法改正が行われました。その結果、具体的には、将来に向けて二割程度給付を適正化する、一方、将来に向けて保険料負

担は年収の大体二割程度にとどまるようにする、そしてそこに向けて段階的に引き上げていくという形でセツトさせていたわけであらう。ただ、その際、現下の経済情勢に配慮いたしまして、段階的に上げるという保険料については凍結されたということでございます。

いすれにしても、今後少子高齢化が進展いたしますので、将来世代に過度な負担を残さないように、保険料凍結期間についてはできる限り短期にとどめることが望ましいと考えております。できる限り速やかな凍結解除に向けて御理解が得られますように努力をしてみたいと思っております。

○五十嵐委員 それは政府としての統一な考え方になっていくのかどうか、一つ問題であります。

それから、ちよつと数字を確認したいんですが、今料率は一七・三五%かな、それを二・〇とつしやいましたけれども、本当は二%まで上げないとバランスしないのではないかな。それから、凍結が入るとその分だけ、これは五年ごとの財政再計算でありますけれども、後がきつくなってくるのではないかなと思ひますが、その点についてはどうですか。

○辻政府参考人 二〇%程度と申しましたが、仰せのとおり、正確には二一・六%でございます。基本的には、積立金を持っておりますので、積立金の利子収入とともに、そのような状態で横ばいになるという設計をしております。

○五十嵐委員 ただ、積み立ての方もこれから運用がうまくいくかどうかという問題も、計算どおりいくのかどうかという問題も出てくるんだらうと思ひます。

それともう一つは、医療保険であります。

医療保険の方も大変思い切った案を提案されたはずであります。参照価格制度、ある症状、今私は風邪を引いておりますけれども、この症状だつたら、病名で、この程度の薬剤の負担で治せるはずだというキャップをかぶせるわけですね。それ

によつて、国際価格の三倍と言われる日本の薬価、高値安定と言われていますけれども、これを抑えることによつて、超高齢化社会での医療費の増嵩を抑えていこう、あるいは保険料支出を抑えていこうという案だつたはずでありますけれども、これは与党と医師会とのやりとりの中でつぶされてしまつた、要するにせつかくの医療費の改革案がなくなつてしまつたというふうな思ひがあるわけですが、この点についてはどのような考え方を現時点で厚生労働省はお持ちなんですか。

○大塚政府参考人 かつて、医療保険制度の抜本的な改革を行う必要があるということで、当時の与党の中でもさまざまな御議論がございまして、薬価制度の見直しというのがその一つのテーマでございまして。ただいま御指摘の点は、私の理解では、当時、参照価格制度というのが与党の協議会の中で論議され、また私どもの政府の審議会でも議論をされたわけでございます。

この参照価格制度と申しますのは、医薬品を効能あるいは効果、成分などによりましてグループ分けをいたしまして、それには共通の価格を設定し、それを現実に市場価格でオーバーする分は患者の負担でカバーをする、そこは患者の選択、こういうような仕組みでございまして、ドイツで導入されておる制度でございます。

私どもの審議会の中でも実は大変激しい議論がございました。両論ございまして、二点だけ紹介いたしますと、一点は患者負担につながる点、この点に対する診療側、つまり医療関係者あるいは医薬品関係者、また被保険者の立場からの御指摘もございました。もう一つは、その仕組みが本当に効果があるのかどうかという御議論がございまして、いわば議論がまとまらなかつた経過がございまして。

しかしながら、薬剤の適正化という観点から、薬剤問題については改革を進めなければならぬので、その後論議を進めまして、平成十二年の四月に薬価改定を行ひまして、言つてみれば大幅

な薬価の縮減の方策、やや専門的な言葉で恐縮でございますけれども、R幅の縮小、あるいは薬価の決定の手續を透明化するというような改革を進めました。なお課題もございまして、関係審議会を引き続きその他の課題について論議を進めていただいております。

ちなみに、当時国際的にも高い比率と言われまして薬剤比率、平成三年で申しますと二九・五%でございましたが、直近の平成十年にはこれが二〇・六%と、かなりの縮小が現実に見られていくという状況でございます。

○五十嵐委員 薬価差益で医者さんが食べていくという問題は問題があるわけですが、単に薬価の単価の見直しだけで解決がつかないからこれはキャップ制度ということ、使う量まである意味では規制をかけて、薬漬け、乱診乱療に歯止めをかけていく、こういう問題意識であつたのだらうと思ひます。

こういう改革意識を入れなければ、これは際限なく、言われるとおり人口が高齢化になりますから保険料はふえていきます、あるいは年金はふえていきますというのでは、これは解決がつかないわけですね。やはり政府の側の改革努力が入つたモデルをつくつていかなくてはならないのだ。そうでなければ納得してもらえませんよ。政府は何の改革の努力もしないで、負担だけはこれだけ上げる予定ですから応じてくださいと国民に頼むのは虫がいい。どういふ部分を政府は我慢をし、むだをなくすから、足りない分を国民の皆さん負担してくださいと言ふならわかるけれども、だから、そこが入つたモデルをつくらなければ私はどうにもならないと思ふ。

すなわち、もう一度宮澤大臣にお尋ねをいたしますけれども、モデルの方向性を含めて、もうそういう段階に来ているのだと思ふのです。国民はもう覚悟をしているのです、使わないというのはいまは国民負担がふえるかもしれないと覚悟をしております。

三七、八%、国民負担率でありますけれども、

これは五〇%を超えないという話がちよつとありました。私は土光臨調のときの担当の新聞記者だつたわけですが、あのときは、おおむね五〇%を超えない、超えてもいいけれども余り超えないようにという発想だつたと思ひますが、そういうようなところでとどめるように官の側で、政府の側で努力をします、むだを省きます、安易に増税に頼りませんという話でありまして、そのことは国民にもうしみ渡つていきたいと思います。むしろただ官の側が努力をしたかということを示すか、それが問題なのであつて、ただマクロモデルで選択肢を示せば国民に納得をしてもらえろという問題ではないと思ひますが、その辺のところを財務大臣に伺ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 お尋ねがございましたので申し上げなければならませんが、今、年金についてあるいは医療の問題について参考人からお話がございました。社会保障の問題はみんなのおのの難しい問題を持つてきておりまして、今参照価格のお話もありましたけれども、これもどうもなかなか去年話していたようなわけにもいきそうもない。皆さんが、おののの問題について長いいきさつを持ち苦勞していらつしやる。それで、政府と与党としましては、先般、社会問題協議会でしたか懇談会でしたか忘れましたが、つくりまして、それは既に一、二回会合をいたしまして、一応三月の末までには基本的な方向を出そうということでございますけれども、御想像のとおり、それ自身はそんなにきちんと数字が入つたようなものは出るわけではございませんで、方向づけみたいなものが一応出ることになろうと思ひます。

それで、他方で、どういうモデルができるのかもよりですが、モデルができてまいりますと、今まさにおつしやいましたように、どのぐらいの国民負担を限度とするかということをやはりモデルの中で議論しなければならぬと思ひます。ただいまは社会保障が一四ちよつと、税金が二二ぐらゐ、三六とか七とかいうことで、これはおつしやいました五〇%と言われておつた時代からは、税

金が何しろ取れませんが、減税もありましたけれども、二二なんというところでございますので、きつと負担の限界はどこかというのをやはり決めてまいらなければならぬのではないかと。かつては五〇ということが、おっしゃいますように何となく言われておりましたけれども、新しい二十一世紀に向かつての諸問題を一義的に決着するとすればそこを決めなければならぬと思います。

そういうフレームの中で社会保障のおおの問題についても作業をしていただかなければならないということに仮になるといいたしますと、負担の限界が決まってきたと給付の内容というもののそれと規制を受けざるを得ないということになるであろうと思います。これは、今までこういう問題で苦労しておられた厚生労働省の方々からいいますと、全く数字の暴力が先に入ってくるようなことになりかねませんで、それにはおの皆さんの意見を持っていられしやる方がついていきますので、かなり厳しい場面を予想しなければならぬのだらうと私は思っております。

ですが、本当に今度こそは、もうよくも悪くもこれで国民的な決定ができたということのために、このプロセスはどうも避けられないのではないかと。私は詳しいことを知らないままでこんなことを申すのは自分でもやじくじたるものがございますけれども、シミュレーションで決めていくとすれば、どうもそういうことになってくる。そのことを除いてはやはり、言ってみれば財政の話のようでほかの話でもあるのですが、それらの問題の一義的な決定はできないのではないかとこのように思っているわけでございます。

○五十嵐委員 私の方は、選択と合意だということけれども、選択の幅は極めて狭くなっている、かなりこれはリーダーシップが必要だ。今までのようなことではなくて、政治家が積極的に国民の側にこうやりたいんだということを訴えていって理解を求める、合意を得るという努力が必要になってくるのではないかなと思うわけです。ただ皆さん

お見せしますから選んでくださいというのではなくて、それでは済まない時代に入ってきたということをお申し述べたいと思います。

それから、もう時間がなくなつてまいりましたので移りたいと思うのですが、公債市場がこれだけ大きくなつてくる、それから公的金融が一方で全然縮まらないという問題があるので、両方相まって金融市場の育成がめめられる心配がますます大きくなつてくる、こう思うわけでありまして、公的金融の問題を含めて柳澤大臣にちよとお話を伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 公債につきましては、先ほど来御議論で、国債が主ですけれども非常にこのところ増高して、公債市場は一体どうなるかということがある。それからまた、郵貯、簡保というような商品もまた金融市場で大きな役割を果たしているし、さらに、融資の機関としてはいろいろなかつてのということを申させていただきますが、財政機関もあるというように、金融市場育成という観点から一体どう評価するか。

大変大きな問題をいただきました、今ここで一刀両断にこうではないかというようにもなかなか言いかねるわけですが、とばかりの議論として申させていただきますと、公債市場につきましては、こうした大きな金額ではございますけれども、民間債の方と同様に、国民の個人金融資産の蓄積が背景にあると思えますけれども、いずれも現在のところ大変円滑に消化されているということだろうと思えます。

ただ、これについては、それにしても将来のリスクは一体ないのかというようにことを指摘する向きも当然あるわけでございますので、私もとしては、その点についてはやはり注意深く見守つていかなければならない、このように考えるわけでございます。

それから、郵貯、簡保あるいは政府の財投機関の状況につきましては、郵貯、簡保も、やはりこれからますます民間の金融サービスというものが競争が激化いたします。そういう展望のもとで

は、ユニバーサルサービスというのはやはり大変な値打ちのある存在であろう。それからまた決済システムとしても、民間には民間の決済システムがあるわけでございますけれども、せっかくの公的な決済システムがいわばデュアル化された形で存在しているというの、一つの価値を持っています。というふうに評価できるかと思うわけでありまして。

ただ、それにしても、こうしたもののウエイトということになると、これはやはりそう手放しでこれで結構でございますとかなかなか言い得ない面もございます。それらについても、これからのいろいろな制度改正等の中で適正な位置づけをさせていくということが大事ではないか、このように考えるわけでございます。

それぞれの政策金融機関については、これは現在党でもいろいろの御議論があるようでございまして、私が党におつていろいろの問題に携わったときには、実は政策金融というものを明示しているのは別途の法律であるということでございます。そして、それらをほうっておいて、ただ政策金融機関だけの存在が日ざわりだというのは、全くへんばな議論だというふうに考えております。

○五十嵐委員 それはそれとおりだと思います。ただ、公的金融自体が大きくなり過ぎるとやはり大きな弊害が出てくるということで、縮減を図るべきであり、また、特に郵貯についても私は限度管理というものをきっちりすべきだということに思うわけでありまして。

法人税法改正案に移ります。

企業再編税制でありますけれども、適格合併の際の企業再編については、企業買収との区別をつけて租税回避につながらないようにしなければならぬと思います。これは海外移転税制の政令等を援用して仕組みがつくられてるようでありまして、これは事実上買い取るのを、これをそうでなように見せかけることが可能になってし

まうのではないかとこの心配があるのですが、何か小さい方の代表者が一人、新しくできる合併企業の常務会に経営者の一人として入っていればそれでいいように受け取れるわけでありましてけれども、それは悪用されるおそれがあるかもしれません。その点について伺います。

○尾原政府参考人 ただいま先生からお話ございましたように、今回分割のみならず既存の合併も同じ税の体系に入っております。

それで、共同事業の場合の適格とされる要件でございまして、規模要件につきまして、一つ、企業の規模が著しく異なる場合であっても、双方の企業の常務クラスの役員が経営に参画するといふのを要件にしているのはそれとおりでございます。これはまさに、日本の組織再編の実態にかんがみれば、規模だけでは判定し切れないところがあるということであるような要件にさせていただいてるわけでございます。

問題は、ではそれが仮装的なものであった場合でございます。実は、この分割等の企業組織再編成態様が区々なものでございまして、課税逃れに使われまいというふうな一般規定も置かれております。したがって、今仮装的に短期間だけ役員にするというふうなことがあつて、後日このようなことが判明した場合には、この再編成には該当しないということで適切に課税処理を行うこととなりますので、このようなことから、今回の要件が実効性に欠けるといふことにはならないのではないかと考えております。

○五十嵐委員 厳正に執行の面でも行つていただきたいと思ひます。

租税に移ります。

何度も我が党から指摘がありますように、住宅税制はやはり減税額が非常に大きい。一兆円にもなるかと思ひますけれども、かなりゆがみが大きくなつてしまつたという意識を持っております。これはやはりある時点で整理をしていく、あるいは、私が予算委員会の方で述べましたよう

に、むしろ二次取得を促進するための政策に組みかえていくというところの方が必要ではないかと思うわけであります。指摘だけにとどめさせていただいておきます。

それから土地税制は、私は落選をしていたものですから、久しぶりに戻ってきてみたものと驚きまじった。これも余りにもモラルハザードに近い状態になってきているのではないかな、こう思うわけであります。

一つは、私は、土地はやはり収益還元価値で、本来の利用価値でもってその価値がはかれるべきであって、それは固定資産税に反映されるべきだ。そして、値上がり期待益、キャピタルゲインねらいの利益については、これは譲渡益で吸収をしていく、あるいはその他の地価税で吸収をしていくというのが本来の姿であって、土地は一物二価で、そういう意味では、資産としての価値と利用価値としてのものと、二価ではかるべきではないか、こういうふうな思っております。それが大分、バブル前にバブル前にという御要望に応じて、与党側の要請に応じて姿をまた変えてきてしまったというふうに、土地税制の理念が変わってしまったという心配を持っているわけであります。

それからもう一方で、今の固定資産税の制度のゆがみも、その土地の価格に対する、あるいは税制に対する考え方のゆがみからおかしな部分が出てきてしまったというふうな思っております。固定資産税はやはり、先ほども申しましたように、収益還元価値で本来はかつてやられるべきであり、そのかわり、安易なおまけはすべきではないというの基本的な考え方であります。

地方と国の関係、やがてマクロ経済モデルのときにも大変重要な問題になってまいりますけれども、私は、一体固定資産税がちゃんと日本じゅうで取られているのかどうか、そして、おまけは随分恣意的に首長さん、市町村長の手によってきられていて、その分が、交付税制度の中で基準財政

収入額の方できちんと本来取るべき固定資産税額が算定をされていくと、何となくそれを国が持っているところになってはいないかという心配があるのですが、自治省、せっかくおいでになっていただいているものですから、お尋ねをいたしたいと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

最初の固定資産の土地の評価方法の問題ですけれども、委員おっしゃいますように、収益還元方式でやりたいかという議論はかねてあるわけでごさいますけれども、私も、いろいろと研究会等を開いてやっておりますが、収益還元の場合に、還元率の決定が困難でありますとか、標準的な収益額の決定がなかなか難しいですとか、それから、今の国の不動産の賃貸市場において各種の不動産情報の流通が不十分であるとかといったようなこと、いろいろ難点が多々ございまして、大量に一括評価をする固定資産税の評価方法としてはなかなかまだとりがたいのではないか。そこで、御承知のように、取引事例比較方式をとって、ただ、不動産鑑定なんかにいたしますときに収益還元方法をとった場合になんかというふうなチェックをして、何とか妥当な評価をしているというのが実情でございます。

それから、委員もう一点おっしゃいました、市町村等が固定資産税につきまして個別に減免して交付税で措置しているのではないかとというようなお話でございましてけれども、固定資産税につきましては、まず地方税法で一定のものについては政策的な判断で非課税措置をいたしましたり、あるいは課税標準の例えば二分の一の特例を講じたりというようなことをやっておりますけれども、こういう法律に基づいて非課税にしたりあるいは二分の一にしたりというものにつきましては、交付税の基準財政収入額の計算のときに当然標準的に入ってくる収入に計算せんと、税金が減ったレベルが標準的な収入という計算をいたしますけれども、これ以外に、例えば市町村長さんがそれぞれの御判断で何らかの理由で減免され

る、こういう場合は、交付税の基準財政収入額はその減免がなかったとしての標準的な税収入を計算することになっておりますので、そういう個々の市町村の御判断での減免については交付税で補てんする、こういうふうな仕組みにはいたしておりません。

○五十嵐委員 時間がないものですから指摘だけにとどめさせていただくわけでありましてけれども、法定のものであっても市町村長の裁量がきくものがあるわけでありまして、その辺について心配があるということであり、私が申し上げたいのは、土地税制全般について、やはりもう少し本質論に立ち返って見直す必要があるのではないかとこのこととあります。安易に去年までと同じだからそれを引き延ばして譲渡益課税をそのまま認めるというのはいかがなものかというのを指摘させていただきたいと思っております。

それから、証券税制についても、私どもは考え方をもう既に発表いたしましたけれども、ただ、証券税制については、すぐ税に、個人投資が進まない、投資家育成ができないことをそこへ持たせて解決しようというのはいまだ問題であって、私は、証券税制にしましては、個人株主の育成に関しては、かつての株式の世界の損失補てん事件、大口の顧客ばかりを優遇し、一億円以下の顧客をのみとして扱ったといった後遺症がいまだにあるというようなことをやはり考えるべきであって、総合的な対策というものは必要だ。すべからうと求めますけれども、税にすべてのインセンティブを求めるといような考え方はとるべきではないということを指摘させていただきます。

次に、NPO税制についてお尋ねをいたします。NPO税制、やはり発想を転換すべきだと私は思っております。欧米では本当にNPOが経済の活動を担う一方の大きな主体として働いている。そして働きがいのある職場を提供している、また雇用市場を提供しているという経済的な側面から、NPO活動を積極的に評価し、とらえるべきだと思っております。この点について、欧米ではGDPの中にどの程度占めているかということをお政府の方でおわかりになりましたらお教えをいただきたいと思います。

○尾原政府参考人 私どもの発表ではございせんが、現内閣府の平成十二年度国民生活白書に出ておりまして、非営利セクターの経済規模に関する国際比較としてアメリカの大学の試算が紹介されていますところでございます。この試算によりまして、主要国における非営利部門のGDP比でございますが、我が国は四・五％、アメリカは六・九％、イギリスは六・六％、ドイツは三・九％、フランスは三・七％、一九九五年現在でございますが、このような数字と承知しております。

○五十嵐委員 日本の非営利部門が意外に大きいのですが、これは宗教法人が入っているということでしょうか。学校法人、宗教法人のウェイトが高いということですか。

○尾原政府参考人 大変失礼いたしました。この統計でございまして、この非営利部門には宗教法人は含まれていないということでございまして。

○五十嵐委員 思ったより少ないのですけれども、労働人口、就業者数なんかは今出ていないわけですが、かなりのスピードで充実が欧米では図られているのではないかと私は思うわけでありまして、こうしたNPOの活動の評価について、野党側の提案者としてはどのような見方をしていますか。

○河村(た)議員 これが言いたかったところなんですけれども、これはきょうの特例公債の話とも若干一緒になるのでございまして、どうも宮澤大臣の話を、お世話になった方でございましてからあれですけれども、国内に、貯蓄・投資バランスで言ういわゆる民間貯蓄過剰、お金がかなりあるわけですよ、実際の話。それをどうやって使っていくかという発想をまず持っていたらいいということですね。なるべく貯蓄過剰が発生しないように。貯蓄過剰が出ますと、要するに、国民が金をも

うけますといつて頑張りますね、本当は株や何かに直接投資するといひのだけれども、しようがないものだから銀行に預ける。では銀行はどうするかということになって、しようがないのでこれは国債を買っておく。民間設備投資……(発言する者あり)いや、自民党に考えてもらわないといひかぬ問題でね。しようがないものだから、民間設備投資が伸びてこないから、これを要するに国債に回しておくといいことなんです。

ぜひマクロの経済においてもそういうお金を、とにかく民間の人たちが頑張つて集めたお金だから、自分たちで使えるようにする。その部分は二つあるんですよ。一つはラーメンを買ったり食ったり、車を買ったりカラーテレビを買ったり、こういう部門です。もう一つは、公共的な部門にも出していいじゃないかということなんです、実はこれは。なぜ公共的な部分をあなたたちが全部仕切るんですか。こんなのは戦後復興の思想で、こんなことをやっているからそこへお金が行けない、だからどんどん国債になっていく、こういうことなんです、実は。

先ほど、私と仲のいい与党の方がおりましたから、河村君の意見もわかるけれども、ちよつと早いやなと言いましたけれども、とんでもないんですよ、これは。今こそ、これだけ民間貯蓄過剰がすごく出ているときにこそ、民間が自分の選択で公共的なお金も出せるようにしないと。だから、NPOの税制というのはどうか話なんです、これは。経済政策の中にしっかりと位置づけられる大きな話なんです。これをやらぬ限り、そのうち日本は飽きられますよ。

全部お上がやって、だからどんどん増税していく。皆さんはいいわな、補助金にあずかって悪いことばかりやるなら、それはいいんだけれども、そういう国家にしかならぬなと思うからだめなんです、今日日本は。そういうことです。民主党はわかっていますから。自民党がわかっているからめです。そういうような一つの大きな経済セクターの話として御理解をいただきたいと思っています。

〇五十嵐委員 まさにそのとおりでありまして、NPOは公益性が公益法人より少ないからほとんど税は優遇しなくていいんだという御意見がある、あるいは悪用を恐れるというお話がよく出されるわけですが、そういう考え方では、私は、これからNPO活動、経済活動を育てることはできないと思います。

もともと公益法人に対する税制優遇措置そのものが、私は日本で少し混乱があると思います。例えば、宗教法人というのは一種のサークル的な活動であります。不特定多数の人すべてが益をこうむるといふものではなくて、志を同じうする信仰を持つ人の間での活動でありますから、私は、税の優遇措置を過大にするというのは、特に収益事業については問題があるという思いを持っております。

何も宗教法人を締め上げろという意味ではありません。宗教は大切な心の活動だと思っておりますけれども、現世的な利益を与えるという面では、これは公益という面からは慎重に私は比較考量すべき問題だというふうに思うわけであります。

時間がなくなつてまいりました。最後に、何人かの同僚議員もお話がありましたけれども、私も、この際税の執行体制について一言触れておきたいと思ひます。

税だけではなくて、金融検査についてももっとどんどんと、その公正性を担保する上で、私は人を強化するべきだ、人材を入れるべきだと思ひます。場合によっては外国人を入れてでも厳正な検査をすべきだ。それは日本社会のモラルを維持するという意味で、税もまた金融検査も大変重要であるからであります。

今、Eコマースが盛んになってまいりました。かなりコンピュータのネット上での取引というのは行われるようになりました。一日じゅうコンピュータの画面とにらめつて追跡をしなければいけない、かなりの負担がある仕事になっております。私は、ポジションも含めて、地位も含めて、組織、機構の強化をすべきだ、こう考えておりますけれども、両面において、柳澤大臣、そして国税庁の次長もおいでですから、現況も含めて簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。最後に宮澤大臣にやはり一言お願いいたします。

〇柳澤国務大臣 金融庁の特に検査の部門の人員の増強につきまして、大変ありがたいお話をいただきました。そこで感謝を申し上げます。おかげさまで、平成十一年度百三十五人、十二年度に百二十三人、そして、ただいま提出をいたしております予算におきましては百十人の増員が認められておるといふことでございますけれども、率直に言つて、大変まだまだ手薄だという感じは否めません。

しかし、我々は量的な拡大だけではなくて、昨今におきます、ずうつと非常に、質的なことは拡充というんでしようか、充実が必要だということも強く認識しております。研修等のことにも気を配っていくということを考えておりますけれども、そうすると余計にまた研修期間中の人員というふうなことで、やはり帰るところ、もう少し増員が必要だといふふうに考えておりますので、今後とも御支援をお願い申し上げます。

〇大武政府参考人 お答えさせていただきます。先生申されますとおり、税務行政を取り巻く環境は、まさに国際化とかあるいは高度情報化の進展で、質量ともに厳しくなつてまいっております。これに對しまして、我々として、コンピュータの活用により事務の高度化ですとか効率化、あるいは有効な資料情報に基づく効率的、効果的な調査ですとか、あるいは適正申告のための諸施策の充実というふうなことで一つは対応してまいりました。

他方、国税庁は歳入官庁として国家財政を支える役割を担っている、あるいは税務行政は国民の財産権に直結する行政でございます、やはり執行に当たつては極めて高度な適正さと公平さが求められるというふうなことも踏まえまして、所要の定員の確保に一生懸命努力してきたところでござい

ございます。

今後も税務をめぐる環境は一層厳しくなつていくだろうということから、現下の財政状況、極めて厳しい行財政事情を踏まえつつも、やはり適正公平な課税を目指しまして、所要の定員の確保について各方面の御理解が得られるよう一層努力してまいりたいと思ひますので、よろしく願ひたいと思ひます。

〇宮澤国務大臣 国税職員の勤務につきまして、御理解のあるお話をいただきました。感謝しております。

ただいま次長から申し上げましたようなことで、とにかくこれだけ経済取引というのは大きくなりまして、また電子商取引等々も出てきております。国税庁も一生懸命、配置がえをやつたり、あるいは特別国税調査、徴収官、情報技術専門官等をふやす努力をしておりますが、これは結局私の責任ということになりますので、大きな定員削減を国が年次計画でやっておりますために、削減量が大きく変わつてまいりまして、なかなか国税庁もネット増というわけにまいっておりません。しかし、先ほどからも当委員会でも皆様からお話がございまして、そういう御意思を体しまして、私としても一生懸命努力をいたしたいと思つております。

〇五十嵐委員 終わります。

〇山口委員長 次に、谷口隆義君。

〇谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。まず初めに、今五十嵐委員の方からおっしゃった最近の税を取り巻く環境の変化、特に国税職員の待遇の改善をお願いしたいわけでございます。

今、Eコマースの話も出ておりまして、状況を見ておきますと、いわゆるBツーCというものですね、消費者向け取引が、九八年に比べて二〇〇〇年の市場規模が八千二百四十億円、二年前に比べて十二倍になっているんです。また、いわゆるBツーBというんですか企業間取引が、現在、二〇〇〇年の市場規模が二十二兆円というふうなこ

とのようでございますので、九八年の二・五倍に
なっている、このような状況のようでございます
す。

いわゆるEコマース、電子商取引、だれもが簡
単に参入することができ、瞬時に地域を飛び越え
てやる、極めて実態の把握が難しいわけござ
います。そういう意味で、国税庁の方で、大阪で
あるとか東京であるとか、専門調査チームを設
置しておられるようでございますけれども、この
ような税を取り巻く環境の変化に合わせてぜひ
拡充、充実をさせていただきたいということ。

もう一つは、最近の納税状況、滞納の税金の状
況でございますけれども、平成十一年度で二兆七
千六百六十一億円、このうち特に消費税が六千三
百三十三億円滞納しているというような状況の
ようでございます。

一方で、平成十三年度予算で国税庁の定員が百
九十八名純減となっている。今この行革の大きな
流れの中で削減されたわけでございますけれども、
一方で、先ほど五十嵐委員のおっしゃっていら
したように、歳入に携わっていらつしやることで
ございまして、この定員の確保についても十分
にお考えいただきたいということで、宮澤大臣の
御答弁をお願い申し上げます。

〔委員長退席、佐藤（剛）委員長代理着席〕
○宮澤国務大臣 つぶさに実情を御存じのお立場
からいろいろお話しくださいまして、ありがとうございます。
ございました。

先ほど国税庁次長が申し上げましたような状
況でもございまして、いろいろ工夫はしております
ように聞いておりますけれども、何といたしても物理
的に人の数が足りないということでございます。
私も予算決定時にいつもこの話をいたしますの
ですが、大きな定員削減が年次計画でかかってお
るようなことで、ネットの減になっておるような
ことで、まことに私もどうも面目のないようなこ
とでございます。

一生懸命努力をいたしますので、御支援をお願
いいたします。

○谷口委員 行革の大きな流れがござい
ますので、削減の方向に行っているわけございま
すけれども、拡充すべきところは拡充していく、こ
ういうような対応でぜひお願いしたいというよ
うに思います。

それで、次の質問でございしますが、当委
員会でも何回か質問があつたんだろうというよう
に思いますが、金融機関の不良債権の問題でござ
います。不良債権のいわゆる直接償却についてお
聞きをいたしたいというように思います。

最終処理なんというふうなことを言つて新聞報
道に出ておるようでございますけれども、日曜日
のテレビを見ておりまして、この直接償却につ
いての考え方がどうもはつきり整理をされておら
ないのではないかとこのように考えておりまし
て、私は従来から、直接償却というのは三つのパ
ターンがあつて、金融機関の不良債権を譲渡した
り債権放棄したり、最終的に貸し倒れ処理をし
たり、この三つがいわゆる直接償却、このように考
えておるわけでございますけれども、柳澤大臣
に、直接償却ということについての金融庁の定義
と申しますか、お考えと申しますか、これをお聞
きたいと思ひますので、よろしくお願ひ申
し上げます。

○柳澤国務大臣 午前中にも、ちょっとその点に
ついてお話し申し上げました。

直接償却ということになりますと、通常は、相
手方が倒産すると、そのことを受けて金融機関と
しては、これは回収の見込みが法的に絶対的に
なくなつたという意味でバランスシートからその
金額を切り離すという切り落とすというか、そ
ういうことを大変強く意味するということござ
います。

金融庁では、したがういまして、この話が出た一
番の出発点のときからそこは非常にワーディング
に気をつけておりまして、直接償却等というふう
に、等という字をつけていろいろ議論をするとい
うふうなことをやってきたわけですが、これも、
等という字を一つくつただけで世間の人がみ

んなそこになんか注意を払ってくれるかというとな
ことはないわけでございます、いつの間にかやら
直接償却、直接償却ということになつてしまつた
ということ、この点は大変我々も反省すべきこ
とがあるかなと思つております。そこで、私はオ
フバランス、要するにバランスシートから落とす
という意味でそういうことをあえて、カタカナで
ちよつと嫌でございまして、ずつとこれを使わせ
ていただけたわけでございます。

その中身はどうかと申しますと、今まさに先生
がおっしゃつていただいたように、まずその債権
を譲渡して、それでバランスシートから当然なく
なるわけでございますので、その振りがわりの
資産はありましようけれども、債権としてはバラ
ンスシートから落ちるという形のもので一つあろ
うというふうに思います。

それからもう一つは、いろいろな再建計画を任
意につくつて、それで、自主的にそういう私的整
理の一環として、合意に基づいて債権を棒引きす
るという意味の債権放棄があるだろうということ
でございます。

そしてもう一つは、これは私は、せんだつて来
日本独自のものかもしれませんが、こういうような
ことを言つたのですが、これは事務当局に注意さ
れて、アメリカにもそういうものがありますから、
大臣、今後気をつけるようにというふうなことを
言われておるのですけれども、部分償却というも
のがございます。これは、担保をとつて債権とし
てバランスシートの資産の項目に計上しているわ
けでございますけれども、しかしこれはもう回収
は担保以外は不可能だというときに、それをまさ
に消してしまふという意味の部分償却。したがつ
て、担保相当額は載つてゐる、こういうことでご
ざいます。

それと、先生が今まさにおっしゃつた文字どお
りの直接償却。この四つくらいがバランスシート
から切り離すということの手法としてあるとい
ふに我々も認識をしております。柳澤大臣、私は、見ておりまして、

大変一生懸命やつていらつしやると大変評価して
おるところでございます。我が国の経済の根本の
ところに金融機関の不良債権というのが大変大き
な問題でございますから、その問題に対して最終
処理を早くやらなやいかぬということで、大変
精力的にやつていらつしやるといふことに對して
は、大変評価をするところでございます。

今、不良債権が、一般的に言われている金融機
関の自己査定に基づくいわゆる問題債権が、二〇
〇〇年の九月現在で六十四兆円弱あるようござ
います。また、リスク管理債権、これが二〇〇〇
年九月現在で三十二兆円弱あるというふうなこ
のようでございます。また、いろいろこの不良債
権の金額が、学者によつてもかなりの金額を言つ
ている方もいらつしやるわけでございます。

それで、私は、先日、宮澤大臣また柳澤大臣の
お話にもあつたわけでございますけれども、我が
国の金融機関というのはプロジェクトファイナン
スじゃなくてコーポレートファイナンスで、プロ
ジェクトに貸すんじゃない。プロジェクトに貸す
ということであれば、このプロジェクトがだめに
なれば償却処理をするわけでございますけれども、
も、会社に貸しているわけでございますから、な
かなかそのあたりが難しい、こういうことでござ
います。

それで、例えばある会社がございまして、そこ
に金融機関が数行貸し出しをしているというよう
な場合に、メインとメインでない金融機関がある
とした場合に、メインの金融機関というのは情報
がほとんど入つてまいりますから、いろいろな情
報を把握できるわけでございますけれども、その
他のメインでないような金融機関は、ほとんど情
報が入つてこない場合が多いわけでございます。

それで、金融庁が例えば検査に行つた折に、B
という金融機関がAという会社に融資している、
Cという金融機関がAという会社に融資してい
る、この処理が、ある金融機関では問題債権にな
つておつてある金融機関では正常債権になつてい

というような場合があるわけでございますね。しかし、一方で、融資をしている先の企業が倒産に至る、破綻に至るといふことになりまして、全部これは回収できませんから、B、Cというこの金融機関は破綻処理をするわけでございます。

正常債権でやつておったところが、急に経営破綻をして償却せざるを得ないような状態になってくるというふうなことになるわけで、そういう意味において、この会社をベースにして、本当はこの会社が名寄せで、各金融機関のところ、この会社の債権については問題債権とか正常債権だとかいうようになれば非常にわかりやすいわけですね。だけれども、これはなかなかそのところができないわけでございます。

そういう状況について、柳澤大臣、まずどのようにお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 もう大プロフェッショナルの先生に向かつて私がその問題について云々するのは本当にはばかられるというふうに思うわけでございます。しかし、あえての御質問でございますので申し上げますと、実は私も、最初この仕事を引き受けさせていただいて、もう本当の後の時点ですが、事務当局ともう激しい議論をいたしました。しかし、もうぎりぎり詰めていきますと、結局、その貸出先の分類というか評価というのは、各個別銀行ごとに違ふというのを認めざるを得ないと私は思うに至りました。

それは、一番印象的だった話は、その貸出人が、変な話でございますけれどもA行、B行、C行から融資を受けておつても、自分がどこに義理を感じるかもつて返済の態度まで違ふわけですね。A行に対しては、もうこれは大事で、自分の命綱なんだから、死に物狂いになつてもお返しを期限どおりしていく。B行、C行は、どちらでもいいというわけじゃないでしょう、余裕があればもちろん返済をやるわけですが、それでもやはり態度が違ふというわけでございまして、そういうことの反映として、各金融機関の側が一つの貸出先に

対する評価が違つてくるということはおもうやむを得ないんだということをごんざん説得されたような経験も実はございます。

今私の持つておりますこの事務局がつくつてくれましたとお答えもそういうことを反映しております。まず第一に、みずから作成した自己査定基準に基づいてやつていふことである。それから、取引の規模や履歴、あるいは貸出金の返済の履行状況、こういうようなものも異なることになつていない、これは事実のことでございます。そういうようなことで、では、それがそのまま放置されていいかということになると、これは非常に私は難しい問題だといふふうに思ひます。

しかし、このごろ、債権の評価なのか債務者の評価なのかという議論も他方においてあるわけでございまして、金融機関においては、やはりこの関係については、金融機関においてある程度ばらつきがあるという結果が出て、それは自己責任の問題であるし、また、自分のリスク管理の問題であるといふふうに認識するべきであらうといふふうに思つております。

結局、各金融機関においては、いかにリスク管理の能力を、システム、それから情報というか判断力、そういうようなもので蓄積し、みずから具備していくかということになるのではないかと、このように考えております。

○谷口委員 大変悩んでいらつしやるのが今の御答弁でよくわかつたわけでございましてけれども、金融機関が貸し倒れを処理するといふのは多分大変な意思決定であるだろうといふふうに思ひます。ですから、柳澤大臣が、今最終処理を直接償却等といふことでやつていらつしやることについて、これは強制的にやれるわけじゃないから、金融機関が自主的に償却をするような環境づくりをやつていく必要があるだろうと思ひます。債権を譲渡できるようなマーケットをつくらうかといふことをやりながらやるわけでございますが、しかし一方で、金融機関はかなり

の判断が要る。事によると、この企業をつぶしてしまうと、みずからの金融機関も危なくなつてくるといふようなところもあるようでございます。

ですから、どうも聞いておりますと、一割でもその回収の可能性がある、回収といひますか、業況転換といひますか、そういう可能性があるといふことになりまして、なかなか処理をしないといふような状況になつておるよう、これをもう一つ具体的に処理を進めるのによつてにしていけばいいのかということが、大変悩んでいらつしやるところではないかといふふうに思ふわけであります。

私もいろいろ考えたわけでございまして。例えば、これはいろいろなことの環境の整理をやつていかなきゃいかぬのだからといふふうに思ひます。例えば、金融機関には早期是正措置というのがあるわけでございまして。アラームシステムといひますか、どんどんやつていくわけでございまして、そういうアラームシステムがあるわけでございまして。一方で、企業のそういうことができないのか。例えば、レーティング、格付機関みたいなものがあつて、それはもう公表するか公表しないかといふのはまたいろいろ問題があるんだらうといふふうに思ひますけれども、そういう格付機関があつて、それである種レーティングをして、ある評価を統一するといふようなことも一つ方法として考えられるのではないかと、いふふうに思ふわけでございましてけれども、そのようなことも考えられたことがあるんじゃないかと。

○柳澤国務大臣 これは、今先生の御指摘は、社債の発行体たる企業については、当該社債の回収可能性といふことでレーティングが行われております。そういう意味で、それはそれでいいわけですが、でも、では社債を発行していないものについてまでどういう格付か、これは債券の格付なんではないので、会社の格付ではないわけでございます。社債を出していないものまでどうやって格付するか、貸付金債権の格付をやるのかやらないのか、なかなか難しい問題があります。

ただ、一方の動きとして、新しいBISの銀行監督の基準というものが今議論されておりますけれども、それはリスク債権を計上するに当たつて、貸出金についてもやはり、これは、格付のないものは一〇〇だといふような形になつておりますので、そんなことがあるいは今後影響していくかもしれないということを、今先生の御質問を聞きながら、私ちよつと頭をよぎつたわけでございします。

しかし、今回の私どもの企てといふか働きかけに当たつて、どういふふうにするかといふことについては、実はまだ検討の過程にございまして、確かに先生が御指摘になつていふように、要するに、今いろいろなヒアリングを私もちよつとばかり聞きかじつていられるわけですが、一番難しい問題は、金融機関の話し合いでまとまりをつけるといふことが最も難しい作業である。これについて何か実は工夫があり得ないかといふようなことを考えておりますけれども、先生の御意見も場合によつて参考にさせていただけるのではないかとと思ひます。

過程だけちよつと御報告をさせていただきま。す。

○谷口委員 予算委員会、昨日と本日と公聴会を行ひまして、何人かの公述人から直接償却についていろいろな御意見がございました。昨日は、リチャード・クレーンさん、また、植草さんが、特に植草さんあたりは、まず景気を活性化しないとなかなか直接償却、金融問題の処理は二の次だ、その次だ、こういうふうなお話でございまして、一方で、KPMGの木村さんという方なんかは、今もう一刻も早く不良債権の処理をしないと日本の経済がだめになつちゃう、こういうお話もございました。きょう、中北さんもそういうふうなお話でございました。また、紺谷さんなんかは、もう今こそ先送りをすべきだ、今こそ護送船団行政に戻すべきだといふような極端な意見もございました。そのように、公述人によつていろいろな意見が分かれておるわけでございします。

今米國經濟の急激な悪化の影響を受けて、我が國經濟も大変低迷をする傾向になってまいりました。そういう状況の中で、不良債権処理、特に直接償却ということをやってみますと、影響も当然ながら出てくるんだらうと思ふんです。しかし、これはもう早くやつてしまわないとまた次の景氣の回復ということがなかなか起こらないのじやないか、このように思ふわけでございますが、柳澤大臣の御見解、どのようにお考えでございますか。

○柳澤國務大臣 先ほどちよつと日野委員の方から私が何か路線を後退させているのじやないかという御心配をいただいたわけでございますけれども、実は私の考え方というのは、私自身の思いではございますけれども一貫をさせているつもりでございます。

それはどういふことかという、ざっくり言つてしましますと、要するに先ほど先生が冒頭おっしゃつたように、アメリカのファイナンスというのはプロジェクトファイナンスなんだと、つまり一つの企業体をとつてみると何口かに分かれた融資である。日本も何口かに分かれてはおりますけれども、明確なミシン目が入っていないわけですね。アメリカの場合には明確なミシン目が入っておりますので、あなたのところのこのファイナンスについては打ち切りますよというやうなことが非常に容易にできるわけでございます。

海外の融資についても同じなわけでございまして、いわばそういうことが、逃げ足が速いというか、日本の金融機関がもたもたして本当に債権が腐つてしまふのに対して、ストップロスというかロスを限定するというリスクの管理の手法が非常に成熟しておるといふことが言われるわけでございます。私は、これらのことは、結局のところ最初のファイナンスの仕方によって来るゆえんが実はあるというふうに思つておるわけでございます。

日本の場合には、もうコーポレートファイナンスでべつたりその企業とつき合ふというファイナ

ンスの仕方でございますので、ファイナンスを引き揚げようとした場合にはまさにその企業を全面的に否定するやうなことになる、これまでのつき合いとかなんとかというやうなことがすべて、なかなかその処理をおくらせるという傾向がある。

私も今回やろうとしていふことを申し上げますと、事後的にアメリカ型にできないかということなのでございます。つまり、事後的にミシン目が入れられないのかと。そして、収益力もあるし、また将来ともに存続していくやうな事業とそうでないやうな見込みのない事業とを区分けして、そして見込みのない事業から引き揚げさせてもらふ、こういうことができないかという試みなのでございますけれども、実はこのミシン目を入れる、そしてミシン目を相手にいれることが仮にできたとしても、実はそれをどういふ格好で負担をするかということ、複数の銀行がありますので、このあたりが非常に難しいということでは先ほど先生が御提起されたところでもありますし、私もそのあたりについては今非常にこれをどう解決するかということいろいろ研究している、こういうことだということで、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○谷口委員 その次の質問でございますけれども、三年前の金融パニックのときに早期健全化法を成立させたわけでございます。その際に、公的資金を注入した金融機関に優先株を受けたわけですね。この優先株を受けた金融機関については、もう既に普通株に転換できる状態になつていて、ところが数行ございます。一部合併をしておる金融機関もございまして、当時でございますと五行、もう既にその条件を満たしておるわけでございます。

そういうことで、政府として議決権を行使するやうな、普通株に転換をするというやうなことを考えていらつしやるのかどうかということを一ひつ柳澤大臣、御答弁をお願い申し上げます。

(佐藤剛委員長代理退席、委員長着席)

○柳澤國務大臣 御指摘はそのとおりでございます。

この転換権の優先株式の転換権の行使につきましては、実は金融再生委員会当時でございますけれども、平成十一年の六月におきまして基本的な考え方を定めまして、これはもう明らかにしているところでございますが、その要旨は、健全化計画の確に履行されている場合には基本的には議決権の行使を目的とする転換権の行使は行わないということでございます。著しい過少資本やこれに準ずる一定の場合に転換権の行使を検討するということになってございます。

この考え方に照らしまして金融庁としてはそれぞれのケースに応じて対処をしていくということでございますが、基本的には、私もはいわば銀行の国家管理というやうなことにいふはなるべく可能な限りこれを控えるべきだといふやうに考えておりまして、しかし国損が生ずるといふやうなおそれがあるときには、断固これを保全するために、転換権のみならず、ありとあらゆる手段をもってその防衛に当たつていく、保全に当たつていく、このような考え方であるということでございます。今当面転換をすべき状況にないし、その意図もないということをお願いしたいと思います。

○谷口委員 大体対象になつていふといふすか転換ができる金融機関というのは業況の悪いところが多いやうでございます。ですから、この三月、株価の問題等々、乗り越えていかなければいかぬ大変いろいろな障害があるわけでございますけれども、今大臣がおっしゃつたやうに、やるべきときにはあらゆる手段を講じてこれは乗り越えていかなければいかぬわけでございますから、平常といひますか普通の状況であるならばいいわけでございますが、そういう危機的な状況になつた場合は、そういうやうなことも念頭にに入れてやれるというやうな御判断もお願い申し上げます。ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。もう時間がございませんので、最後の質問でござ

いますけれども、内閣府副大臣、きようは来ていただいているのでしょうか。

実は内閣府、政府主催の金融政策の討論会を、あしたですか、行われる予定のやうでございます。どうも報道によりまして、討論会の内容で金融緩和の可能性、インフレーション論を含めた金融政策の目標などを議論する予定だといふやうなことでございます。何を言いたいかといふと、日銀の独立性の問題との兼ね合いをお聞きしたいわけでございますが、どういふ意図を持つてやられるのか、御答弁をお願い申し上げます。

○坂井副大臣 お尋ねのあつたのは、経済社会総合研究所が今般開催することとした、ESRI—経済政策フォーラムということだと思つております。

本フォーラムは、経済社会総合研究所が政策研究機関としての機能強化を図る一環として開催するもので、その時々々の経済政策上の重要な問題について、外部の経済学者や有識者の方々と当研究所の専門家が、経済学的な知識や理論を活用して公開の議論を行つて論点を明確化することにより、政策形成に資するものとす。第一回、あす三月一日は金融政策をテーマとしておりますが、今後とも、その時々々の経済政策上の重要な問題を幅広く扱つていくつもりです。

あすのテーマは「金融政策の課題—更なる金融緩和を巡つて—」ということで、最近の金融経済情勢、金融政策の有効性、金融緩和の可能性、金融政策の目標のあり方などを議論するわけでありますが、本フォーラムにおいても、さまざまな立場から専門的な議論が行われ論点が明確化されることと、今後とも関係機関の政策の企画立案の参考となり得るものと考えております。

もちろん、日銀の自主性というものは尊重されなければいけませんし、委員御案内のとおり、私も委員も日銀法改正のときにこの政策に関与したわけでありますが、日本銀行の自主性の尊重及び

透明性の確保というのは、日銀法の第三条で規定されているところでございます。

しかしながら、こういう議論というのが幅広く行われるということは非常に結構なことだと私も思っておりますし、そのためにもこういう研究所があるわけであります。また、パネリストとしてもそれぞれ各界のそれなりの人が出ておりますので、反応も、聞きに行きたいというような問い合わせも非常に多いものでありますから、独立性はもちろん尊重しながら、こういう議論を公平な立場で進めていきたいと思っております。

○谷口委員 私自身も、日銀の金融政策については意見を持っております。しかし一方で、政府が日銀の独立性に対して圧力をかけるがごとの対応だけはぜひ控えていただきたい、このように申し上げまして、終わらせていただきます。

○山口委員長 次回は、明三月一日木曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたします。

午後三時十一分散会